

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

『日本書紀』に見る 4世紀末から 5世紀後期の外交記録の一考察

倍暦構造から復元した『日本書紀』の年次記録に対する東アジア史料との比較と検証

*A Study on Diplomatic Records in the Late 4th to Late 5th Centuries as Seen in the Nihon Shoki
—A Comparative Examination of East Asian Sources in Relation to the Reconstructed Chronology of the
Nihon Shoki Based on the Double-Year Calendar Structure—*

2025 年 10 月

2026 年 1 月 26 日更新

椎名 裕信

正式公開先:Zenodo

著者名:椎名 裕信 (Hironobu Shiina)

ORCID : 009-0005-6158-3320

代表 DOI: 10.5281/zenodo.17474831

連絡先:h.shiina.contact@gmail.com

This work is protected under international copyright conventions.

©2025 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

本論は次に上げる拙論文の内容を含んでいる

「春秋二倍暦から見る『日本書紀』」（本文では「参考文献①」という）

DOI: 10.5281/zenodo.15306422

(Observations on the Nihon Shoki from the Perspective of the Spring-Autumn Double-Year Calendar System” DOI: 10.5281/zenodo.15306170)

「仁徳天皇の系譜に関する一仮説」（本文では「参考文献②」という）

DOI: 10.5281/zenodo.17221303

(”A Tentative Hypothesis on the Lineage of Emperor Nintoku“

DOI_10.5281/zenodo.17221407)

* 本論文における『日本書紀』の年次は「参考文献①」により割り出したものである

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第一部 神功皇后紀の時代（西暦 393 年まで）

1. 神功皇后紀及び応神天皇に関わる年次記録の構造

はじめに神功皇后は海外の史書記録からと考えられる記載を除くと、前半部に神功皇后の事実上の摂政として政権を担っていた在位年、後半部は神功皇后の年齢による年数による記録が混在していると考えられる（参考文献①）

具体的には神功皇后十三年までが神功皇后の事実上の摂政期間の在位年による年数、四十六年以降が神功皇后の年齢による年数となっていると推定できる。また神功皇后の摂政期間は神功皇后が 60 歳からと推定ができる。

海外の記録に関しては二通りの適用を行っていると考えられる。

（1）百濟の記録から転記したと考えられる記録については後に上げる応神天皇三年の記録及び神功皇后六十二年の記録の 2 つの年度を組み合わせて年次を基準としている。

この時

①応神天皇三年＝西暦 392 年

②神功皇后六十二年＝西暦 382 年

に当てはめ、おそらく最初に百濟記等に記載のある百濟王の即位記録と照合をおこ

なったと考えられる。また、それとは別に、『日本書紀』編纂時に日本側で保持していた外交使記録について先の百濟王の異同に合わせた形で記録の記載を行ったと推定する。

神功皇后六十二年の記事についてはこの部分を担当した『日本書紀』の編纂者が次のような想定をしたと推測する。

- ① 日本国内に神功皇后の即位の記録は残っていない、しかし政務をおこなった記録が残っている。
- ② 神功皇后の記録の中で六十二年に貢納を送ってこない新羅を攻撃した記録がある。
- ③ 百濟記を確認したところ、壬午年に倭が貢納をしてこない新羅に攻撃をした記録があった。
- ④ 応神天皇三年の 10 年前（西暦 382 年）がちょうど壬午年に当てはまる年になる
- ⑤ 神功皇后六十二年を西暦における 382 年と想定し、応神天皇の年間に接続するように神功皇后の年間は六十九年間と規定する。

なお、神功皇后の六十二年というのは記事の内容から神功皇后が倍曆における暦法での数えで 62 歳、西暦で言えば 392 年の出来事であり、神功皇后六十二年記載における注の百濟記の出来事は内容的に西暦 562 年（欽明天皇二十三年）の壬午年の出来事を指すと考えられる。（参考文献②）

神功皇后の年間における朝鮮半島の史書記録の担当者たちが想定した年次

（●は基準とした年、○は日本側に記録があったと考えられる記録の年）

神功皇后五十五年 百濟肖古王薨

→**西暦 375 年**

神功皇后五十六年 百濟王子貴須立爲王

→**西暦 376 年**

●神功皇后六十二年 新羅不朝 卽年遣襲津彥擊新羅 百濟記云壬午年（略）

→**西暦 382 年**

神功皇后六十四年 百濟國貴須王薨王子枕流王立爲王

→**西暦 384 年**

神功皇后六十五年 百濟枕流王薨 王子阿花 年少叔父辰斯奪立爲王

→西暦 385 年

●○応神天皇三年（略）百濟國殺辰斯王以謝之 紀角宿禰等便立阿花爲王而歸

→西暦 392 年

『三国史記』の百濟本紀における百濟王の異動については次のとおりになる。

西暦 375 年 近肖古王から近仇首王

西暦 384 年 近仇首王から枕流王

西暦 385 年 枕流王から辰斯王

西暦 392 年 辰斯王から阿莘王

（『日本書紀』においては 「近肖古王」は「肖古王」 「近仇首王」は「貴須王」

「阿莘王」は阿花王） にそれぞれ対応）

近仇首王の即位年については『日本書紀』では西暦 376 年としているため『三国史記』と比べ一年の異同がある。しかし、『日本書紀』では（近）肖古王の薨去については西暦 375 年としていることから、日本において先帝の崩御の翌年に即位としていた

ことから（近）肖古王についてのみ薨去年の資料しかない場合は翌年に新王の即位を配置したと推測ができるだろう。

（2）中国の史書の記録からの転記については機械的な当てはめによると考えられる。『日本書紀』の天皇の在位記録及び（1）で規定した神功皇后の在位記録を機械的に並べることと神功皇后元年は西暦 201 年、神功皇后六十九年は西暦 269 年ととなる。そこに、中国の記録である『魏志倭人伝』（『三國志』 魏書東夷伝倭人条）及び晋の起居による注を機械的に当てはまる年に当てはめたものと推測できる。

中国の史書記録の担当者たちが想定した年次

神功皇后元年→西暦 201 年
神功皇后三十九年 魏志云(略)→西暦 239 年
神功皇后四十年 魏志云(略)→西暦 240 年
神功皇后四十三年 魏志云(略)→西暦 243 年
神功皇后六十六年 是年晉武帝泰初二年晉起居注云(略)→西暦 266 年
神功皇后六十九年 夏四月辛酉朔丁丑皇太后崩於稚櫻宮→西暦 269 年

（『日本書紀』において規定されている神功皇后の年間である 69 年間に付いて、西暦換算の利便性のため、神功皇后元年と神功皇后六十九年についても記してある）

* 仲哀天皇九年に当たる神功皇后の摂政（称制）が始まる前年に行われたとされる、そこから、いわゆる三韓征伐は西暦200年もしくは320年のどちらかを推定していた可能性がある。しかし、おそらく『日本書紀』編纂時のもととなった資料に仲哀天皇が崩御した年（仲哀天皇九年）に三韓征伐が行われたという記録があったために、その記録を機械的に神功皇后の称制が始まる前年に三韓征伐を配置し、その後の神功皇后十三年までの記録をおいたと見るほうが自然であるように思われる。

次に応神天皇に関しては先に上げた応神天皇三年の記録を指標として百濟に関する記録を行ったものと推測ができる。

(*ただし、応神天皇二十八年、及び三十九年の記録に関しては日本の記録をそのまま採用していると推測する。（詳細は第二部を参照）

神功皇后の摂政期間は応神天皇の年間と重なっていると推測される。（参考文献①）そのため神功皇后の二年から十三年までの記録と六十二年の記録はそれぞれ応神天皇元年から一三年まで、及び応神天皇三年の記録に重なっていると推測できる。

（仁徳天皇の年間も元年から四十一年までは応神天皇と同一の時間軸となる

参考文献①）

本来の年次（＊倍暦のため『日本書紀』における2年＝実際の1年となる）

神功皇后元年から十三年 → 西暦 391 年から 397 年

応神天皇元年から四十一年 → 西暦 391 年から 411 年

(神功皇后元年＝応神天皇元年 (=仁徳天皇元年))

* 仁徳天皇の四十一年までは応神天皇の四十一年までと同一の時間軸

神功皇后四十六年から神功皇后六十九年 → 西暦 384 年から 396 年

2. 神功皇后・応神天皇時代の外交の推測

神功皇后四十六年は西暦 384 年のことと推測され、百濟において枕流王が即位した年となる。『日本書紀』には下記のように記されている。

『日本書紀』 神功皇后本紀

(神功皇后) 四十六年 (略) 遣斯摩宿禰于卓淳國 斯麻宿禰者不知何姓人也

於是 卓淳王末錦旱岐 告斯摩宿禰曰 甲子年七月中 百濟人久氏 彌州流 莫古

三人到於我土曰 百濟王 聞東方有日本貴國而遣臣等 令朝其貴國 故求道路以

至于斯土 若能教臣等令通道路 則我王必深德君王 (中略) 若有貴國使人來 必

應告吾國

この文における甲子年は西暦 364 年のことと推測ができる。西暦 364 年は（近）肖古王十九年に当たることから、（近）肖古王時代から百濟は倭国に対し修好を望んでいたと『日本書紀』には記載されている。

西暦 385 年に当たる神功皇后四十七年の記事には百濟に加え新羅から日本に朝貢の使者の来訪があり、皇太后と太子譽田別尊がその来訪を喜んだ記事がある。またこの記事には、新羅の使者が百濟の使者への狼藉をしたことを百濟の使者から聞き、新羅征討の意を表した注がある。

この記事における皇太后は神功皇后のことを指す。一方、譽田別尊については西暦 391 年生まれであることからこの文における太子譽田別尊とは、385 年当時の太子である仲哀天皇（神功皇后の夫）のことであると推測する。

* 神功皇后五十一年の記事にも太子という記載がある。これは誤記の可能性もあるが、この記載をもとにするとこれは西暦 387 年の前半部となり、仲哀天皇元年と重なってしまう。

そこから仲哀天皇の崩御年である仲哀天皇九年は神功皇后元年（=応神天皇元年＝仁徳天皇元年）と同年である可能性がある。その場合、仲哀天皇以

前の天皇の在位年の推定が半年繰り下がる可能性がある。

しかし、崇神天皇紀の内容と、海外の記録から、崇神天皇の即位年は西暦 243 年の前半部、崩御年は西暦 276 年の後半部に当たる可能性が高いと推測できる。

そのため、『日本書紀』では仲哀天皇への代替わり時に一年の空白が置かれていることを踏まえ、十一代垂仁天皇・十二代景行天皇・十三代成務天皇のいずれかの即位時に仲哀天皇即位時と同様に 1 年間の空白期間があった、もしくは仲哀天皇への不代替わり時の期間が実年で 1 年（倍曆を使用していた当時の日本国内においては 2 年）の空白期間があった可能性もあると推測する。

この時期（西暦 384 年）に百濟が倭に接触をしてきたことについては、西暦 371 年と西暦 377 年の出来事が背景にあるだろう。『三国史記』には西暦 371 年と 377 年に当たる百濟本紀における近肖古王二十六年と近仇首王三年、高句麗本紀における故国原王四十一年と小獸林王七年に付いて取り上げる。

百濟本紀第二

(近肖古王) 二十六年 (略) 冬 王與太子帥精兵三萬侵高句麗

(略) 麗王 (略) 中流矢死

(近仇首王) 三年冬十月王將兵三萬 侵高句麗平壤城

十一月高句麗來侵

高句麗本紀第六

(故國原王) 四十一年冬十月百濟王率帥兵三萬 來攻平壤城王

出師拒之 為流矢所中 是月二十三日 蔡

(小獸林王) 七年 冬十月 (略) 百濟將兵三萬 來侵平壤城

十一月 南伐百濟

これらの記述から西暦 371 年には百済は三万の兵力で高句麗領の平

壤城を攻め、高句麗王を戦傷死させている。

しかし西暦 377 年には百済は同じく三万の兵力で平壤城に攻め込

んだものの、翌月に高句麗から逆に侵攻を受けている。このことから

高句麗に攻め込んだ百済軍は深刻な打撃を受けたうえで敗退した可能

性があり得る。

百濟本紀においては百濟の最大動員兵力は三万であることから、その兵力に大きな損害を出してしまったことで百濟は国家全体の軍事に深刻な影響を受けてしまった可能性がある。

また、これ以降西暦 384 年までの期間で高句麗と百濟との間に軍事衝突の記録がないこと、後に取り上げる広開土王碑の記述で高句麗は百濟を属国であったとしていることから西暦 377 年における高句麗の勝利は百濟の高句麗への属国化をもたらしていた可能性が高い。

この従属化していることに対して百濟国内では高句麗への反発が高まっていたと推測する。これらのことと背景に西暦 384 年に王位についた枕流王が高句麗に対抗する戦略で軍事的な支援を求め倭に接触をとる必要性があったのではないかと考えることができる。

西暦 386 年に当たる神功皇后四十九年と神功皇后五十年は新羅への出兵、並びに加羅等の弁韓地域の諸国を平定さらに、倭の軍とともにになった百濟軍は馬韓地域の降伏を受けまた百濟は“忱彌多禮（という名前の島？）”を倭より与えられたこと、及び、

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

百濟が倭の朝貢国になったことが書かれている。

『日本書紀』神功皇后紀（文中の久氏は百濟の官人）

(神功皇后) 四十九年 (略) 以荒田別 鹿我別爲將軍 (略) 卽命木羅斤資
沙々奴跪 (略) 與沙白 蓋盧共遣之 (略) 俱 擊新羅而破之 因以平定 比自牆
南加羅 喻國 安羅 多羅 卓淳 加羅 七國 仍移兵西廻至古爰津 屠南蠻忱彌多
禮 以賜百濟 於是其王肖古及王子貴須亦領軍來會 時比利 辟中 布彌支 半古
四邑自然降服 是以百濟王父子及荒田別 木羅斤資等 共會意流村今云州流須祇
相見欣感 厚禮送遣之 (後略)

(神功皇后) 五十年 (略) 久氏等奏曰 天朝鴻澤遠及弊邑 吾王歡喜踊躍 不任
于心故因還使 以致至誠雖逮萬世何年非朝 (後略)

この記事の中で登場する神功皇后四十九年に百濟軍を率いてきた百濟王族については

王肖古及王子貴須

と（近）肖古王並びにその王子として近仇首王（『日本書紀』においては「貴須王」）
としているが『日本書紀』の編纂者が神功皇后四十九年を西暦369年と神功皇后五十
年を西暦370年と誤信していたための記載と考えられる。

神功皇后四十九年は西暦386年と推定されることから、もしこの時期に本当に百濟

王と王子が軍を率いてきたとしたのなら百濟王は辰斯王、王子は後の阿莘王（『日本書紀』においては「阿花王」）のことを指すことになるだろう。

* 神功皇后四十九年と五十年の記事において、これは西暦 386 年の出来事と考えられる。そのためここで新羅を征討するというのは西暦 391 年の三韓征伐で新羅を降伏させた（=西暦 391 年当時の新羅が敵対勢力に属していた）ということとは合致しない。

そこでこの記事を見るとこの出兵においては弁韓地域における平定について詳しく出ている。それどころか弁韓地域の平定を行ったのみで新羅に対する軍事行動を行ってはいない。それどころかの出兵の目的は弁韓地域平定を目的とするものであり、新羅に関する軍事行動は予定されていない出兵の記録であった可能性がある。

この当時の新羅が後に上げる広開土王碑の記述から高句麗の属国、すなわち百濟とは敵対的な勢力であった可能性は高いものの、仮にこれが新羅への征討が真実であった場合は、神功皇后紀のこの四十九年と五十年の前後の年の記事には太子が登場するものの、この 2 つの年には出てこないことから、別の時代の記事をここに差し込んでいる可能性があるだろう。

百濟が登場する神功皇后四十六年以降の時代で在位年が四十九年及び五十
©2025 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

年の時期がある天皇となると、仁徳天皇の治世ということになる。新羅への遠征の記事がある四十九年の記事を仁徳天皇四十九年とした場合この年は西暦では 415 年となる。西暦 415 年については『三国史記』では次のような記述になる。

『三国史記』

百濟本紀第三（腆支王）十四年 夏遣使倭國 送白綿錦十匹

新羅本紀第三（實聖尼師今）十四年秋（略）八月與倭人戰於風島 克之

これらの記述から新羅本紀の勝敗記述には食い違いがあるものの、『日本書紀』の記述に対応があるようにも思える。なおこの場合の百濟王は腆支王、王子は後の久爾辛王ということになるだろう。

なお、この場合は『三国史記』新羅本紀に記されるが次の記事が新羅への出兵の動機の要因の可能性があるだろう。

『三国史記』

新羅本紀第 3

（實聖尼師今）十一年 以奈勿王子ト好 質於高勾麗

もっとも、この仮定の場合は広開土王碑の記載内容から西暦 391 年より前に倭の影響が及んでいたと推測できる任那・伽耶地域が日本に属した時期について説明がなくなってしまう。

また、『日本書紀』の記載の状況から倭と百濟は馬韓地域において合同の軍事行動を取っていたことが伺われることから“忧彌多禮”は百濟の沿岸にある島である可能性が高い。（西暦 397 年について扱うときに取り上げるが応神天皇八年の記載内容から“忧彌多禮”については百濟の中でも高句麗に近い地域であると推定できる）

よって、新羅周辺の島では朝鮮半島の東西に分かれてしまう。以上の点から時代的には西暦 386 年頃の出来事であると見るほうが自然であるように思える。

* なお、新羅本紀においては 5 世紀、それも西暦 410 年代以降のものについては倭との抗争記事が中国の史書に倭が遣使をおこなったと記録される年の 1 から 2 年後にのみ記載がなされている。

このことは作為性を強く感じさせる。従って、この時期の軍事抗争の存否に疑問を感じるところであり、西暦 415 年も西暦 413 年に倭が東晋に使者を送ってきた記事に対応して記したものがたまたま仁徳天皇四十九年に当ては

まってしまった可能性が高いとも推測する。

また第二部で取り上げるが西暦 414 年当時の国際情勢では倭と高句麗との抗争が終了していた時期であるためその点からも神功皇后四十九年の出来事は西暦 386 年の出来事でこの遠征における新羅へ攻撃のみ事実と異なるのではないか、と推測できる。

西暦 387 年に当たる神功皇后五十一年と神功皇后五十二年の記事においては百済と倭の外交関係の記事がある。この記事においても前述と同様に、『日本書紀』のこの記事を担当した編者の年次の誤信により、百済の王族については年次の誤信に基づき、(近) 肖古王やおよび枕流王を登場させ、特に枕流王についてはその読みに付いて『日本書紀』では独特な“トムルオウ”という読みを付したと推定する。(参考文献①)

この西暦 387 年という年については『三国史記』の高句麗本紀第六における故国壤王の記述によれば前年の 386 年に

(故国壤王) 三年 (略) 八月王發兵南伐百濟 (後略)

という記事があることから、西暦 386 年の倭との共同軍事行動に対応するかのような高句麗の脅威が百済に迫っていたことが背景にあると考えられる。

*故国壤王についての在位は『三国史記』では九年まで記事がある。しかし、故国壤王二年に遼東で後燕の慕容農と戦闘を行っているが、後燕が遼東に進出したのが西暦 385 年である。

また、次の広開土王碑の記述では広開土王の即位は西暦 391 年であることから故国壤王の本来の年間は 8 年間（西暦 384 年から 391 年）であると推測する。

しかしながら、『三国史記』における高句麗本紀の広開土王の記載と百済本紀第三の阿莘王の記事の内容との比較から広開土王の年間は本来の年間より一年後に、また故国壤王九年の記載については、本来は広開土王二年（西暦 392 年）の記事であると推定する。

そのため、『三国史記』における広開土王時代の事績は本来の在位年より一年早くなっていると推測する（例：広開土王元年に書いてある記事は西暦 392 年の事件のため本来は故国壤王九年に記されている記事と同じく広開土王二年に配置すべき記事）。この一年のズレは広開土王の時代に当たる長寿王の即位（西暦 413 年）時に修正されていることから、『三国史記』においては広開土王の年間が実際の在位年より一年短くなってしまっている。

からすると、『三国史記』百濟本紀第二の枕流王の記事には即位年における東晋への朝貢記事しか見られない。

しかし、前年の倭国との共同の軍事作戦の成果を得たこと、さらに高句麗からの侵攻に対応策を講じなければならないことから、枕流王は朝鮮半島には陸上で接していないことから直接的な影響力行使は期待ができず、名目的な称号付与しかできない東晋だけではなく、直接的な軍事的な助力を得ることができる倭に対し積極的な援助を求める外交方針をとるようになり、その後の百濟の外交方針となつていったのではないかと推測する。

この後、神功皇后六十二年にも記事があるもののこれは西暦 392 年の出来事であると考えられるので、先に西暦 391 年の出来事を記していると推測できる仲哀天皇崩御年である仲哀天皇九年にあたる神功皇后摂政年開始の前年の三韓征伐について先に取り上げる。

まず三韓征伐に先立つ経緯として、西暦 387 年以降の経緯を取り上げる。

『三国史記』高句麗本紀の故国壤王によると西暦 387 年から 391 年にかけてである故国壤王の五年から七年については次のようになる。

『三国史記』

高句麗本紀第六

(故国壤王) 五年 秋七月國西蝗害穀 冬十月京都地震 十一月無冰

(故国壤王) 六年 春饑人相食王發倉賑給 秋九月百濟來侵 掠南鄙部落而歸

(故国壤王) 七年 秋九月百濟遣達率眞嘉謨 攻破都押城虜二百人以歸。

これらの記述からは西暦 388 年に高句麗で蝗害が起き、翌年（389 年）に食糧危機、それに乘じるかのように百濟が 389 年と 390 年に高句麗に対して攻勢に出たことが伺われる。これについては倭による軍事援助の表れの一端であった可能性があるだろう。

* 西暦 389 年については『三国史記』百濟本紀第二における辰斯王五年に該当する記載がある。

『三国史記』

百濟本紀第二

(辰斯王) 五年秋九月王遣兵侵掠高句麗南鄙

このような情勢のもとに三韓征伐が行われたと想定できる。

『日本書紀』においてはこの三韓征伐においては神功皇后が海を渡る親征を行い、新羅を威勢により降伏させ、その勢いを見た百濟と高句麗も臣従たことが記されている。

『日本書紀』の神功皇后紀における仲哀天皇九年に当たる時期（神功皇后即位前年：西暦 391 年）は次のように記されている

『日本書紀』 神功皇后紀

十月 (略) 新羅王於是 戰々慄々厝身無所 (略) 卽素旆而自服 (略) 曰 從
今以後 (略) 每年貢男女之調 (略) 爰新羅王波沙寐錦 卽以微叱已知波珍干
岐爲質 (略) 於是高麗百濟二國王 聞新羅收圖籍降於日本國 密令伺其軍勢 則
知不可勝 自來于營外 (略) 而款曰 從今以後 (略) 不絕朝貢故因以 定內
官家屯倉 是所謂之三韓也 (後略)

これは広開土王碑文（好太王碑文）における。

百殘新羅舊是屬民由來朝貢 而倭以辛卯年來渡海破百殘 □□新羅以為臣民
に対応していると推定でき、内官家屯倉を定めることが臣民の証と推測する。

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

『日本書紀』においては百濟と新羅に加えて高句麗も日本の貢納国となっているものの中の高句麗は任那（伽耶）のこととするのが適当であろう。

この時新羅王の波沙寐錦は王子の微叱己知波珍干岐を倭に人質に出しているが、『日本書紀』には表面上 5 年後に当たる神功皇后の五年に次の記事がある。

（＊なお神功皇后五年は倍暦での換算であるため西暦 393 年のことと推定される。）

『日本書紀』 神功皇后本紀

（神功皇后）五年（略）新羅王遣汎禮斯伐毛麻利叱智（略）等朝貢仍有返

先質微叱許智伐旱之情是以逃許智伐旱而給之曰（略）我王以坐臣久不還而

悉沒妻子爲孥冀翫還本土知虛實而請焉皇太后則聽之因以副葛城襲津彥而

遣之

共到對馬宿于鉏海水門時新羅使者毛麻利叱智等竊分船及水手載微叱旱岐令

逃於新羅乃造薦靈置微叱許智之床詳爲病者告襲津彥曰微叱許智忽病之將

死襲津彥使人令看病者既知欺而（略）乃詣新羅次于蹈鞴津拔草羅城還之

（後略）

『三国史記』を見ると新羅本紀第三の実聖尼師今元年及び六年に対応するかのよ

うな次の記事がある。

『三国史記』

新羅本紀第三

(実聖尼師今) 元年三月 與倭國通好以奈勿王子末斯欣為質

(実聖尼師今) 六年春三月倭人侵東邊 夏六月又侵南邊奪掠一百人

ここで新羅から倭に人質に出された王子について名前がほぼ同一であることから同一の事件を表しているかのように思える。しかしながら新羅王の名前については明らかに異なっている。

また実聖尼師今は西暦 402 年の即位であることから上記で推定した 391 年とは時代が異なる。また西暦 391 年当時の新羅王の名前は奈勿尼師今であり、これも『日本書紀』に記載されている新羅王の名前とは異なる。

ここで歴代の新羅王を見ていくと五代目の新羅王が婆娑尼師今となっておりほぼ『日本書紀』に記載の新羅王の名前と一致している。西暦 391 年当時の新羅王の奈勿尼師今は新羅王としては十七代目であるが新羅の王統で初めて金姓の王となった十三代目の味鄒尼師今からは五代目の新羅王である。そこから『三国史記』の編纂時に新羅の国家創建を遡らせるために元は一人の人物を二人の王に分化して別の王として記

載された可能性を指摘したい。

また、西暦 402 年にあたる実聖尼師今元年に置かれたことについては本来、実聖尼師今元年に新羅が倭に修好を求めた記録があった。

それを三韓征伐時に新羅が倭の威勢のみで降伏したこと指すと当てはめてしまったのではないかと推定する。

また三韓征伐の 5 年後の神功皇后五年に倭が新羅を襲った記事があることから実聖尼師今六年に倭が新羅を襲った記事を記載した可能性があるのではないかと考えることができる。。

やや前後するものの西暦 392 年に当てはまると推定できるのが神功皇后六十二年の記事となる。

(神功皇后) 六十二年 新羅不朝 卽年遣襲津彥擊新羅

ここでは新羅が前年の役を果たさず貢納を行わずに翌年に襲津彥を派遣して新羅を攻撃したことが記されている。（“即年”については同一年についてなら“即年”と付けずにそのまま事件をつづけるのが通常の記載方法のところ殊更“即年”とつけていることから同年の意味ではなく、引き続きの年＝翌年であると解釈する）。

ここで『三国史記』新羅本紀第三の西暦 392 年と 393 年に当たる奈勿尼師今三十七年と三十八年の記事を上げると次のようになる。

三十七年 春正月高勾麗遣使 王以高勾麗強盛 送伊浪大西知子實聖為質(*)

三十八年夏五月 倭人來圍金城 (後略)

これによると新羅は西暦 392 年に高麗（高句麗）に降伏し、その時に後に実聖尼師今として奈勿尼師今次の王となる実聖（實聖）を人質に差し出したことが記されており、『日本書紀』における倭への貢納を行わなかったことの理由付けになると推測できる。また 393 年に倭から攻撃をとして受けたことが記されており、『日本書紀』の記述とも一致している。

この時の倭の将軍は襲津彦となっており、先に上げた同じ西暦 393 年のことと指すと考えられる神功皇后五年の記事において新羅を攻撃した将軍の名前と一致していることから神功皇后六十二年の翌年の新羅への軍事行動と神功皇后五年の新羅への攻撃は同一の事象を指していると推測する。（参考文献②）

(新羅本紀には (後略) とした部分で倭の攻撃に勝利したことが記されているが、この新羅本紀の記載については西暦 398 年に関する広

開土王碑の記載内容から、新羅本紀に記載の戦闘結果は疑問である

(広開土王碑における西暦 398 年の記載は後に取り上げる))

(*)奈勿尼師今三十七年の記事について高句麗本紀第六で次のように記してある。

『三国史記』

高句麗本紀第六

(故国壤王) 九年春遣使新羅修好 新羅王遣姪實聖為質

故国壤王の即位が西暦 384 年であることからこれは西暦 392 年のこととなる。そのため新羅本紀の記述にかなっているように思えるが、広開土王の即位が西暦 391 年であることから故国壤王の薨去も西暦 391 年に当たる故国壤王 8 年のことだろう。これは、西暦 392 年に当たる年の記録の中の資料で故国壤王の名前が入っていたことにより、そのまま故国壤王の在位九年の記録として記してしまったのではないかと推測する。

さらに西暦 392 年は応神天皇三年も当てはまることになるが『日本書紀』には次の記事がある。

『日本書紀』 応神天皇紀

(応神天皇)三年 (略)百濟辰斯王立之 失禮於貴國天皇 故遣紀角宿禰 (略) 嘴

讓其無禮狀由是百濟國殺辰斯王以謝之 紀角宿禰等便立阿花爲王而歸

この記事は西暦 392 年におこった百濟王が辰斯王から阿花王（阿莘王）に交替したことが書かれている。『三国史記』の百済本紀第三の辰斯王八年（西暦 392 年）の記事は次のとおりである。

『三国史記』

百済本紀第三

(辰斯王) 八年 (略) 十一月 喪於狗原行宮

阿莘王或云阿芳 枕流王之元子 (略) (枕流) 王薨時年少 故叔父辰斯繼

位 (辰斯王) 八年薨 卽位

ここで注目すべきは『日本書紀』には日本が百済であった辰斯王の無礼を咎め、それを受けた百済が辰斯王を廃し、その結果阿花王が即位したと書かれてい

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

ることである。この後の朝鮮半島内の動きを見るとこの事件は倭と高句麗の関係を大きく損なったことが伺われる。このことは第二部で取り上げる。

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第二部 応神天皇紀の時代（西暦 391 年から西暦 411 年 + α ）

神功皇后紀における外交記録が終了したことから次に応神天皇紀における外交記録についての整理をしたい。

* この時期に該当すると想定できる『三国史記』の百濟本紀第三においては王族の異動以外にはほぼ人名が出てこないことから個人名の人の往来についてのみの記載は原則的に省いてある

『日本書紀』 応神天皇紀

三年 百濟辰斯王立之 失禮於貴國天皇 故遣紀角宿禰 (略) 嘴讓其无禮狀

由是百濟國殺辰斯王以謝之 紀角宿禰等便立阿花爲王而歸

八年 百濟人來朝 百濟記云 阿花王立失禮於貴國故奪我枕彌多禮 及 (略)

東韓之地 是以遣王子直支于天朝 以脩先王之好也

(十四年 (略) 弓月君自百濟來歸 因以奏之曰 臣 (略) 然因新羅人之拒 皆留

加羅國爰遣葛城襲津彥而召弓月之人夫於加羅 然經三年 而襲津彥不

來焉)

十六年 (略) 百濟阿花王薨 天皇召直支王謂之曰 汝返於國以嗣位 仍且賜東

韓之地而遣之 (略) 八月遣平群木菟宿禰 (略) 禰於加羅 仍授精兵詔

之曰 襲津彥久之不還 必由新羅之拒而滯之 汝等急往之擊新羅 披其

道路於是木菟宿禰等進精兵蒞于新羅之境 新羅王愕之服其罪 乃率弓

月之人夫與襲津彥共來焉

二十五年 (略) 百濟直支王薨 卽子久爾辛立爲王 王年幼木滿致執國政與王母

相姪多行無禮 天皇聞而召之 百濟記云 木滿致者是木羅斤資討新羅時

娶其國婦而所生也 以其父功專於任那 來入我國 (略) 承制天朝執我

國政 權重當世然天朝聞其暴召之

二十八年 (略) 高麗王遣使朝貢因以上表 其表曰 高麗王教日本國也 時太子菟

道稚郎子讀其表怒之責高麗之使 以表狀無禮則破其表

三十七年 (略) 遣阿知使主 都加使主於吳令求縫工女 爰阿知使主等渡高麗國

欲達于吳則至高麗更不知道路乞知道者於高麗 高麗王乃副久禮波久禮

志二人爲導者 由是得通吳 吳王於是與工女 (略) 四婦女

三十九年 百濟直支王 遣其妹新齊都媛以令仕 爰新齊都媛 率七婦女而來歸焉

四十一年 阿知使主等自吳至筑紫 (略) 時胸形大神有乞工女等 故以兄媛奉於胸

形大神 是則今在筑紫國御使君之祖也 既而率其三婦女以至津國及于

武庫而天皇崩之 不及 卽獻于大鷦鷯尊 (略)

上記の内、三十九年以外の百濟王族の異動及び三十七年の記述については応神天皇三年の記事を基準に年数を振っていることが推定される。そのため西暦に置き換えると次のようなになる。

応神天皇三年 立阿花爲王而歸

→西暦 392 年

応神天皇八年 遣王子直支于天朝

→西暦 397 年

応神天皇十六年百濟阿花王薨 天皇 召直支王謂之曰 汝返於國 以嗣位

→西暦 405 年

応神天皇二十五年 百濟直支王薨 卽子久爾辛立爲王

→西暦 414 年

* 応神天皇三十七年 通吳

→西暦 426 年

百濟王の異動については『三国史記』の百濟本紀の記載からは次のようなになる。

西暦 392 年 辰斯王から阿莘王（日本書紀での記載は「阿花王」）

西暦 405 年 阿莘王から腆支王（『日本書紀』での記載は「直支王」）

西暦 420 年 腆支王から久尔辛王（久爾辛王）

* 百濟王の異動について腆支王が薨去して久尔辛王が即位した時期についてのみ『日本書紀』と『三国史記』には相違がある。

以下この点についての考察を行う。

『三国史記』では腆支王の中国名とする余映としている。そこで余映について記載のある中国の史書である『宋書』を確認すると、次のような記載である。

- ・東晋時代の義熙十二年（西暦 416 年）に冊封を受ける
- ・景平二年（西暦 424 年）に朝貢を行う

上記に加え、『宋書』には元嘉七年（西暦 430 年）に久尔辛王の次の代の王である毗有王が朝貢した記載がある。

その際、同時に冊封も受けている記載もあるが、そこには「前の王である余映と同じ爵号を授ける」という記述になっている。従ってこの記

述から毗有王の前の王である久尔辛王が余映であると推測する。

以上から腆支王から久尔辛王に変わったのは『日本書紀』の示す西暦

414年が妥当であると考えられる。

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

義熙十二年 以百濟王餘映 (略) 百濟王 (*)

景平二年 映遣長史張威詣闕貢獻

(元嘉) 七年 百濟王餘毗復修貢職 以映爵號授之

*義熙は宋の前の王朝である東晋時代の年号

(『日本書紀』では 「阿莘王」：「阿花王」 「腆支王」：「直支王」 にそれぞれが対応)

西暦397年に当たる『三国史記』百濟本紀第三の阿莘王六年の記事には次の通りである。

六年夏五月 王與倭國結好 以太子腆支為質 (略)

これも『日本書紀』の記述と同一の内容である。そのため、応神天皇紀においても

応神天皇三年を基準に百濟王の異動についての記事を配置していると推測できる。

*応神天皇三十七年については日本から工女をもとめるために呉（中国南部の王朝）送った記録があったために『宋書』における西暦425年に当たる下記の記事に当てはめ、応神天皇三十七年に配置したと推定される。

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

元嘉二年 賛又遣司馬曹達奉表獻方物

一年のズレがあるが現存の『宋書』、もしくは『日本書紀』のいずれかについて誤記、もしくは記録ミスがあったと推測する。

なお、この当てはめについては、次の点の留意する必要がある。

すなわち『晋書』の西暦413年に下記の記事がある。

『晋書』 帝紀第十

(義熙)九年(略)高句麗倭國(略)並獻方物

『日本書紀』における応神天皇三十七年の記事の内容が高句麗のつけて使者とともに中国の南朝に向かっていることから民間人の職人の募集ではなく、公的な職工を求めるものであることが想定できる。その

ことから、外交上の正式な使者である可能性が高いと推測できる。左記の点から『晋書』の帝紀に記される西暦 413 年に当てるべき記事であったと推測することができる。

(神功皇后六十六年の注においても『晋書』 帝紀第三武帝』からではなく“晉起居注云”という記載になっていることから『日本書紀』の担当編者は『晋書』の入手について制約があった可能性がある)

応神天皇四十一年の記事に呉より帰還時の記録がある。応神天皇三年を西暦 392 年相当とみなし、それを基準にすると応神天皇四十一年は西暦 430 年となる。『宋書』の本紀第五の文帝本紀によれば西暦 430 年に当たる（元嘉）七年に倭国より使者が来たことが記されていることからそれに合わせる形で応神天皇四十一年に帰国時の話を記していることが推測される。

* なお西暦 409 年に当たる応神天皇三十七年の記事において呉に送った使者が道に迷ったとの記事があること、及び、応神天皇四十一年の記事には応神天皇の崩御に間に合わなかつたことを悔やむかのような記載があることから東晋への使者が日本から出発したのは、応神天皇の末年のある西暦

409年頃であった可能性が高い。

応神天皇の崩御については神功皇后の崩御を示していると推測できる。さらに、応神天皇紀において、応神天皇の言動は神功皇后が応神天皇を仮託しての言動と思える言動が頻出している。また、太子として本来の応神天皇に当たるであろう若年時の仁徳天皇が登場をしているかの場面も多々ある。

しかし、応神天皇のことを胎中天皇とする記載があること、並びに、応神の子供として晩年太子とされる菟道稚郎子は仁徳天皇の若年時の子供と推測できることからはあくまで本来は神功皇后の子供を天皇とみなすのが適切であろう。それが時を経るにつれて神功皇后が天皇とみなされるほどになっていたのではないか、と推測する。

さらには、『古事記』の応神天皇記における歌が応神天皇を仁徳天皇と同一視していることからも応神天皇は神功皇后の子供であるとみなすのが相当であろう。

なお工女を求めた理由については第三部で倭王興の遣使に關して取り扱う時に、合わせて考察を行う。

『古事記』応神天皇記

本牟多能 比能美古 意富佐邪岐 意富佐邪岐 波加勢

流多知（以下略）

ホムタの日の御子（応神天皇の和風諡）であるオオサギ
ギ（記紀に記載の仁徳天皇の諱）（の命）、オオサギ（の
命）が佩く太刀（以下略）

* 「本牟多能 比能美古 意富佐邪岐」については

“ホムタの天皇”の“日の御子であるオオサギギ（の
命）”は、とオオサギギ（の命）をホムタの天皇の
日嗣として解釈することが通例である。しかしこの
解釈は、応神天皇と仁徳天皇が親子であるというこ
とを前提にした解釈と考えられる。

一方、原則的な文法的な解釈をすれば「本牟多能
比能美古」及び「意富佐邪岐」の2つの名詞が並
んでいると見るのが文法上自然であり、この2つの
名詞は同格関係にあると解釈するのが自然であろ
う。

応神天皇紀の時間軸

原則的には応神天皇の紀年は 391 年（の後半）を元年として春秋二倍暦で進行している。（なお、仁徳天皇の紀年も応神天皇と同一の年を紀元としているため応神天皇紀年の末年までの四十一年までは同一の時間の記録である。参考文献①及び②）

よって時間の基準は二重にあることになり下記のとおりとなる。

・原則：応神天皇元年から応神天皇四十一年

→西暦 391 年から西暦 411 年

・例外：百濟の王族及び吳（中国南朝）に関する記録

→応神天皇三年を基準として年が進行するものとして記載

暦年による詳細

神功皇后紀で見てきたのは下記の流れとなる。

西暦 391 年 倭が出兵し、三韓に内官家屯倉設置（広開土王碑における臣民化）

西暦 392 年 新羅：高句麗の圧力で高句麗に降伏

百濟：百濟王側への無礼を働いたことで王が交替（応神天皇三年）

西暦 393 年 新羅：倭の再出兵を受け再度倭に服従

次に西暦 392 年から 404 年までの間の朝鮮半島における戦況について『三国史記』及び広開土王碑で確認することにする。

（なお、『三国史記』 高句麗本紀においては先に説明を付したように故国壤王を西暦 392 年までと誤認して記載を行ったことから、故国壤王九年は架空の年で本来は西暦 392 年に当たる広開土王二年、また広開土王の年間は本来の配置より一年のズレが生じている）

『三国史記』

高句麗本紀第六 （故国壤王九年と広開土王元年は同年（西暦 392 年））

（故国壤王）九年遣使新羅修好 新羅王遣姪實聖為質

（広開土王）元年廣開土王諱談德（略）即位 秋七月南伐百濟（略）冬十月

攻陷百濟關彌城（後略）

新羅本紀第三

(辰斯王) 八年 (略) 秋七月高句麗王談德 (略) 來攻北鄙 (略) 漢水北諸部落

多沒焉 冬十月高句麗攻拔關彌城 (後略) 十一月薨於狗原行宮

『日本書紀』 応神天皇紀

(応神天皇) 三年 (略) 百濟辰斯王立之 失禮於貴國天皇 故遣紀角宿禰 (略) 嘴

讓其無禮狀由是百濟國殺辰斯王以謝之 紀角宿禰等便立阿花爲王而歸

これらの記事からは前年の倭の進出に対して、高句麗は新羅に対しては外向的な圧迫、百濟に対しては軍事的な侵攻により攻勢に出ていることが伺われる。

又、10月に行われ拔關彌城は戦略上大きな意味を持っていたことが伺われる。『日本書紀』の記述によれば百濟の辰斯王は天皇に対しての無礼を働き、それに対する倭(日本)からの抗議により百濟は国王の辰斯王を廢していることからするとかなり明確で釈明ができないものであったと推測ができる。さらに、翌年以降の戦闘においても百濟は単独で高句麗と戦闘を行っていることから倭からの軍事援助が期待できない状況になっていたことが推定できる。

この高句麗と百濟の軍事衝突は西暦 393 年 394 年になっても変わりがない。

『三国史記』

高句麗本紀第六

(広開土王) 二年秋八月百濟侵南邊命將拒之 (略)

(広開土王) 三年秋七月百濟來侵 王率精騎五千逆擊敗之餘寇夜走 (後略)

百濟本紀第三

(阿莘王) 二年 (略) 秋八月 (略) 伐高句麗南鄙 (略) 意復石峴等五城 先圍

關彌城麗人嬰城固守 武以糧道不繼引而歸

(阿莘王) 三年 (略) 秋七月與高句麗戰於水谷城下敗績

続いて西暦 395 年と西暦 396 年を見ていきたい。この 2 カ年は史料的には興味深い点がある。

『三国史記』においては西暦 395 年に高句麗が百濟に大きな勝利をおさめている。

しかしながら、広開土王碑の記述では西暦 395 年に高句麗は北方で軍事行動を起こし、西暦 396 年に百濟に大勝している。

広開土王碑文が同時代の資料であることから、おそらく高句麗と百濟の間での大規模な軍事衝突は西暦 396 年のことと推測ができる。

この軍事衝突の結果として広開土王碑にあるように百濟は高句麗に降伏にすることとなったと推測するが、『三国史記』の記述から、百濟の降伏は目前の劣勢のための便宜的な対応であった可能性があるだろう。

西暦 395 年

『三国史記』

高句麗本紀第六

(広開土王) 四年秋八月王與百濟 戰於湊水之上大敗之 虜獲八千餘

百濟本紀第三

(阿莘王) 四年 (略) 秋八月王命左將真武等伐高句麗麗王談德親帥兵七千,

陣於湊水之上拒戰 我軍大敗死者八千人 冬十一月王欲報湊水之役親帥兵七千

人 (略) 會大雪 士卒多凍死廻軍 (略) 勞軍士

広開土王碑（西暦395年及び396年）

永樂五年（略）王（略）躬率往討（略）破其丘部洛六七百（略）於是旋駕因過
襄平道東來候城力城北豐五備海遊觀土境田獵而還
(永樂)六年（略）王躬率水軍討利殘國軍殘主困逼（略）跪王自誓從今以後永
為奴客太王恩赦□迷之愆錄其後順之誠於是（得）五十八城村七百將殘主弟并大
臣十人旋師還都

今、見てきたように西暦396年において高句麗の大きく優位にたった状況ではある
ものの百濟本紀の記載では百濟の高句麗への戦意はまだ高いものがあったと推測がで
きる。

この時期の新羅については『日本書紀』の西暦396年に当たる仁徳天皇十一
年の記述から倭の陣営に入っていたことが推測される。

『日本書紀』 仁徳天皇紀

（仁徳天皇）十一年（略）新羅人朝貢（後略）

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

西暦 397 年においてこの流れが活発化し始める。『日本書紀』の応神天皇八年及び『三国史記』の阿莘王七年の記事には阿莘王の王子が日本に人質として送られる話が出てくる。これは前年の大敗を受けて百濟は倭との関係を早急に復活させる必要があったと推測できる。

『日本書紀』 応神天皇紀

(応神天皇) 八年春三月百濟人來朝 百濟記云 阿花王立死禮於貴國 故奪我 枕彌
多禮 及峴南 支侵 谷那 東韓之地 是以遣王子直支于天朝以脩先王之好也

『三国史記』

百濟本紀第三

(阿莘王) 六年夏五月王與倭國結好 以太子腆支為質 (後略)

『日本書紀』の百濟記で述べている無礼というのは応神天皇三年にある辰斯王が天皇に礼を失する行いをしたということを指すのであろう。倭との関係悪化により土地を失ったしていることから、前年に土地を高句麗に奪われたことを指していると推測できる。特に無礼をしたことで土地を高句麗に奪われたとしていることから、辰斯

王の礼を失した行為により日本からの軍事援助が得られなくなったことが伺われる。

* 奪われた土地に“枕彌多禮”が含まれている。これは神功皇后四十九年に出でてくる“沈彌多禮”と同じであると想定できる。このことはこの土地が高句麗と百濟の間にある土地であることを推測させる。また、百済記においてこの場面でだしている枕彌多禮以外の地名については神功皇后四十九年において倭と共同で軍事作戦した際に百済が手にした4邑に関係があるとも想定できる。

* 西暦397年に当たる『日本書紀』の仁徳天皇十二年の記事では高句麗から日本に鉄の盾との記事がある。饗宴が開かれていることから敵対目的な使者ではないと考えられるが内容は不明である。

しかしながら送られてきたものが鉄製の防具との記事から、前年高句麗が降伏させた百済には手を出さないように、仮に手を出しても我らには優れた武具があるという示威行為と受け取ることができ

る。
さらに饗宴において送られてきた鉄の的を、送ってきた客の前で射て自らの武威を示すといった必ずしも友好的とはいえない叙述でもあ
©2025 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

ることから高麗の使者友好的な使者ではなかった可能性もあり、高句麗の使者とみなしても良いと推測できる。ただし鉄製品であることから高麗というのが伽耶地域からの使者の可能性もあるだろう。

『日本書紀』 仁徳天皇紀

(仁徳天皇) 十二年 (略) 高麗國貢鐵盾 鐵的 (略)

饗高麗客 (略) 集群臣及百寮令射高麗所獻之鐵盾的

(略) 臣祖盾人宿禰射鐵的而通焉 時高麗客等見之

畏其射之勝工共起以拜朝 (後略)

西暦 398 年になると高句麗は新羅に圧力をかけ自己の陣営に引き込むことに成功したことが広開土王碑に書かれており、『日本書紀』の記述から新羅が高句麗の陣営に入ったことがうかがえる記述を見ることができる。一方、百濟は高句麗への軍事行動を起こそうとするものの取りやめている。

広開土王碑 (西暦 398 年)

(永樂) 八年 (略) 教遣偏師 (略) 便抄得莫新羅城加太羅谷男女 (略) 自此以

來朝貢論事

『日本書紀』 応神天皇紀

(応神天皇) 十四年 (略) 弓月君自百濟來歸 因以奏之曰 臣 (略) 然因新羅人之
拒 皆留加羅國爰遣葛城襲津彥而召弓月之人夫於加羅 然經三年 而襲津彥不來焉)

『三国史記』

百濟本紀第三

(阿莘王) 七年 (略) 秋八月王將伐高句麗出帥師至漢山北柵 其夜大星落營
中有聲王深惡之乃止 (後略)

西暦 399 年になると、『日本書紀』 の応神天皇紀十六年には高句麗の陣営に入り前
年の西暦 398 年以来妨害行動を取っていた新羅に対し倭が軍隊を派遣し、さらに仁徳
天皇紀十七年には貢納物の滯りを詰問し貢納物を供出させた事が書かれている。

『三国史記』 によれば百濟は高句麗への軍をまたも出そうもするもその徵兵に対し
国内で混乱が起き、多数の百濟人が新羅へと流出している。

もっとも同年の新羅本紀には蝗害の発生のみが記載されており、百濟からの流民については何も触れられていない。また蝗害の発生している土地に向かって民衆が流出するというのは不自然なため、新羅に多数の百濟人が逃げ出したという部分は慎重に扱う必要があるだろう。

また広開土王碑によれば百濟が再び倭の陣営に組みしたことが高句麗に露見し、さらに、新羅が倭に侵入されたことを高句麗に報告している。

『日本書紀』 応神天皇紀

(応神天皇) 十六年 (略) 遣平群木菟宿禰 (略) 禰於加羅 仍授精兵詔之曰 襲津彥久之不還 必由新羅之拒而滯之 汝等急往之擊新羅 披其道路於是木菟宿禰等進精兵莅于新羅之境 新羅王愕之服其罪 乃率弓月之人夫與襲津彥共來焉

(仁徳天皇) 十七年新羅不朝貢 (略) 遣的臣祖砥田宿禰 小泊瀬造祖祖賢遣臣而問闕貢之事 於是新羅人懼之乃貢獻 (後略)

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

『三国史記』

百濟本紀第三

(阿莘王) 八年秋八月王欲侵高句麗 大徵兵馬民苦於役多奔新羅戶口衰滅減

新羅本紀第三

(柰勿尼師今) 四十四年秋七月飛蝗蔽野

広開土王碑

(永楽) 九年 (略) 百殘違誓與倭和通 (略) 新羅遣使白王云倭人滿其國境潰破城

(略) 王請命太王 (恩) 慈稱其忠 (誠) 時遣使還告以□計

西暦 400 年になると前年の新羅からの要請を受けて倭の勢力で満ちる新羅に五万の軍を進め、倭の勢力を撤退させたことが広開土王碑に書かれている。(広開土王碑の永楽十年に関しては、この後に倭の陣営であると推測できる安羅守備隊の活躍及び、最後には新羅王が広開土王を好太王とたたえ、朝貢を約束した事が書かれていると考えられるが残欠部が多いため詳細不明)

しかし『三国史記』に目を向けると高句麗は同じ年に後燕から三万の軍での侵攻を領土の占領など大きな被害を受けたことが記載されている。このことから当時の高句麗にとって五万というのが動員できる最大兵力であり、その兵力で遠征をおこなった場合は極めて守備に大きな不利を生じること、さらに、南北の両方面で大規模な軍事行動を取るほどの国力を有していないことが推測される。

また、後燕から軍事侵攻を受けたことでこの当時の平壤への遷都前で朝鮮半島の国家には移行していない高句麗にとっては本拠に大きな軍事的な圧迫を受けたことになる。新羅の救援要請に対しては成功したものの、この北方戦線は今後高句麗にとって大きな負担になっていく。

広開土王碑

(永樂) 十年庚子 教遣步騎五萬 往救新羅從男居城至新羅城倭 滿其中官軍方至
倭賊退 (以下欠落武多數につき詳細不明)

『三国史記』

高句麗本紀第六

(広開土王) 九年王遣使入燕朝貢 (略) 燕王盛以我王禮慢自將兵三萬襲之
(略) 拔 (略) 二城 地七百餘里 五千餘戶而還

西暦 401 年については朝鮮半島側の史料には、この年については記録がなく、『日本書紀』においてこの年に関しては外交に関する記載がない。西暦 402 年になると大きく自体が動き始める。『三国史記』によると高句麗は後燕に対し軍事行動を起こし、城を落としている。一方新羅は日本に好の使者を送ったことが書かれている。

(このときに人質に王子を日本に送ったことが付されているが、先に記したように西暦 391 年に倭に人質として王子を送ったこととの混同であると推測する)

これは半島の情勢に大きな変更である。西暦 400 年のところで述べたが、おそらく当時の高句麗には南北両面で軍事を振り向けることができる国力がないのであろう。そのため北方軍事行動を起こしたことで南方に高句麗の軍事力が及ばなくなっこことで新羅は倭を中心とした勢力に加わることにしたと推測ができる。なお百濟については倭に対し大珠を求めるための使倭をだしている。西暦 409 年に当たる腆支王五年及び『日本書紀』において西暦 410 年にあたる応神天皇三十九年にその結果に関する記載があるため西暦 409 年を扱うときにそれを記す。

翌西暦 403 年については倭が百済に対し使者を送ってきたこと、並びに新羅国境に百済の兵が越境してきたことが書かれている。百済王側の使者を厚遇したとの記載があることから翌年に倭が帶方郡に攻め込むことからその準備に係る年であったと考えられる。百済の新羅国境への侵犯が何を意味するのか不明ではあるものの損害につい

ては記録がないことからこれも翌年の準備であった可能性を推測できる。

『三国史記』

高句麗本紀第六（西暦402年）

（広開土王）十一年 王遣兵攻宿軍燕平州刺史（略）棄城走

百濟本紀第三（西暦402年、403年）

（阿莘王）十一年（略）遣使倭國求大珠

（阿莘王）十二年春二月倭國使者至王迎勞之特厚 秋七月遣兵侵新羅邊境

新羅本紀第三（西暦402年、403年）

（實聖尼師今）元年（略）與倭國通好（後略）

（實聖尼師今）二年（略）秋七月百濟侵邊

西暦404年になると高句麗を舞台とする紛争が表面化をする。広開土王碑には倭が帶方地方に侵入し、それに対し高句麗は平壤周辺で迎撃を行いその撃退に成功した事が記載されている。

高句麗は帶方郡への倭の侵入を撃退に成功したことを見てか、この年の11月には後燕に対して軍事行動をおこなったことが高句麗本紀に記されている。

広開土王碑

(永樂) 十四年 (略) 倭 (略) 侵入帶方界 (略) 平壤 (略) 相遇王幢要截 (略),

倭寇潰敗斬殺無數

『三国史記』

高句麗本紀第六

(広開土王) 十三年 冬十一月出師侵燕

西暦 405 年になると高句麗は後燕との戦闘が拡大していることが高句麗本紀には記載されている。この年の百濟本紀の記事には、9 月に高句麗に戦闘を仕掛け続けてきた百済の阿莘王が薨去し、新たな百済王である腆支王が即位している。また腆支王は倭に人質として出されており、その即位には倭による支援があったことが記されている。

百済王の異動については『日本書紀』にも応神天皇十六年に阿莘王（『日本書紀』では“阿花王”）が薨去し、人質として日本に滞在していた腆支王（『日本書紀』では“直支王”）を即位させるため高句麗に送り出した記載がある。応神天皇二十五年には百済で直支王（腆支王）から久爾辛王（久尔辛王）に変わった時（西暦 414 年）に若い王の足に際しての百済の政治に関する混乱の説話を入れているが百済本紀の記述からこ

れは本来この腆支王（直支王）の時の話である可能性もある。（『三国史記』が資料を取り違えている可能性もある為詳細不明）

この西暦 405 年は応神天皇二十八年も当てはまると考えられるが、そこには高句麗からの使者の来日、並びにその文章の無礼なことを持って太子による憤りが記されている。（『日本書紀』には菟道稚郎子となっているが、この場面での太子は応神天皇（参考文献②））

しかし、この年は燕との戦闘が拡大しており、また先に上げた西暦 400 年時に高句麗は南部に兵力を展開したものの、北部で後燕から背後を襲われ大きく領土・物資を失っていること、さらにこの年は先に上げたように高句麗本紀九年の記述から後燕に朝貢の使者を出しているにも関わらず、無礼とのことで後燕から侵攻を受けていることから次の推測が成り立つ。

この当時の高句麗は南北で同時に軍事行動を支えるだけの国力はない。また前年に高句麗にとっての朝鮮半島の中心地域である帶方地方に対し倭からの侵攻を受けている。

しかも、広開土王碑には西暦 400 年と 404 年（永楽十年と同十四年）に倭に対し軍事的勝利の記載があるものの、永楽十年の部分でわかつることは倭の勢力を新羅から排除したというだけで、どの程度の打撃を与えたのか不明で

ある（広開土王碑には倭は撤退したこと以外は欠落が多くその他の詳細は不明）。永楽十四についても侵攻してきた倭の軍を撃破したことはわかるものの、撃破した倭の軍の規模は不明であり、決定的な軍事的な勝利を与えたかは記載されていない。

さらに、倭の本国である日本列島は大陸とは海を隔てたところにあり、本国に損害が及んでいないことは明確なことから、倭は軍事力を保持し続けている可能性も十分にありえる。そのため現におこなっている北方での軍事行動のために倭との和睦を行う必要性があった、というものである。

その後の広開土王の事績が北方に対する軍事作戦に注力し、特に西暦407年は広開土王碑の記述から高句麗の動員できる全兵力と考えられる五万の兵を投入したと記載されていることからも、この推測は成り立つ。よって、西暦405年を持って倭による百濟・新羅・伽耶地域に及ぶ勢力圏が朝鮮半島南部に確立したと推定できる。

『三国史記』

高句麗本紀第六（西暦405年、406年）

（広開土王）十四年春正月燕王熙來攻遼東城（略）熙命將士（略）城中得嚴備卒不克而還。

(広開土王) 十五年 (略) 冬十二月燕王熙襲契丹 (略) 畏契丹之衆欲還

(略) 燕軍行三千餘里士馬疲凍死者屬路攻我木底城不克而還。

広開土王碑 (西暦 407 年)

(永楽) 十七年 (略) 教遣步騎五萬 (略) 合戰 斬殺 (略) 一萬餘領軍資器械不可勝數 還破 沙溝城城 (後略)

『三国史記』

百濟本紀第六 (西暦 405 年)

(阿莘王) 十四年 (略) 秋九月王薨

(腆支王元年) 腓支王或士云直支 (略) (阿莘王) 六年出質於倭國 (阿莘王)

十四年 (阿莘) 王薨 王仲弟訓解攝政以待太子還國季弟碟禮殺訓解自立爲王

腆支在倭聞訃哭泣請歸 倭王以兵士百人衛送 既至國界 (後略)

『日本書紀』 応神天皇紀

(応神天皇) 十六年 (略) 百濟阿花王薨 天皇召直支王謂之曰 汝返於國以嗣位 仍且賜東韓之地而遣之 (略)

(応神天皇) 二十五年 (略) (百濟直支王薨 卽子久爾辛立爲王) 王年幼木滿致執

國政與王母相姪多行無禮 天皇聞而召之 百濟記云 木滿致者是木羅斤資討新羅時
娶其國婦而所生也 以其父功專於任那 來入我國（略）承制天朝執我國政 權重當世
然天朝聞其暴召之

（応神天皇）（略）高麗王遣使朝貢因以上表 其表曰 高麗王教日本國也 時太子菟
道稚郎子讀其表怒之責高麗之使 以表狀無禮則破其表

*新羅本紀に西暦412年に当たる実聖尼師今十一年に高句麗に先王の子供で
あるト好を人質に出し、そのト好は西暦418年に当たる訥祇麻立干立二年に
帰国した旨の記載がある、そのため西暦405年において倭の勢力圏の確立は
矛盾があるように思える。しかし、高句麗本紀には対応する記述はなく、『三
國史記』は原則的に三国内に関わる事件は当事国双方に記載があるため、こ
の人質をだしたことが史実であるかは慎重に扱う必要があるだろう。

なお高句麗本紀の記載には後燕に代わりその領土を引き継ぐ形で成立した北燕に対
しての修好記事があることから西暦407年の軍事成果により軍事衝突を繰り返してき
た後燕の崩壊、並びに、北燕との友好関係を持って高句麗にとって南北における安定
を確立することに成功したと推測ができる。

『三国史記』

高句麗本紀第六（西暦 405 年、406 年）

（広開土王）十七年春三月 遣使北燕（後略）

半島情勢が安定を見たところで西暦 409 年について取り上げる。

この年は『日本書紀』では応神天皇三十九年が当てはまる。記事では直支王（腆支王）が妹の新齊都媛を仕えさせるために送ってきたということが記載されている。

一方、百濟本紀には西暦 409 年に当てはまる腆支王五年に倭から夜明珠が送られ、百濟王が大変丁重に扱った記事が書かれている。この夜明珠は先に取り上げたが阿莘王十一年（西暦 402 年）に百濟が倭に求めてきた大珠を想起させるものであり、西暦 410 年に相当する『日本書紀』における応神天皇三十九年に百濟王が妹を日本（倭）に派遣してきたのもこの夜明珠のお礼だった可能性があると推測する。

『日本書紀』 応神天皇紀

（応神天皇）三十九年百濟直支王 遣其妹 新齊都媛 以令仕（後略）

『三国史記』

百濟本紀第六

(腆支王) 五年 倭國遣使送夜明珠 王優禮待之

応神天皇紀における記事の中でこの後に続くのは先にも触れているが次のとおりになる。

西暦 409 年？

工女を求め呉（南朝）に遣使（東晋についたのは 413 年 *c.f.* 応神天皇三十七年）

西暦 414 年：応神天皇二十五年

直支王（腆支王）から久爾辛王（久尔辛王）に百濟王が交替。

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第三部 倭の五王

まず倭の五王についての年表については下記のとおりとなる。(参考文献①) (西暦)

天皇名	実在位年	即位年 名目上*2	即位の 想定年	崩御の 想定年	倭の五王の 遣使年
仁徳天皇	43.5 年	313 年	412 年 391 年*1	434 年	讚 421 年 425 年 (413 年 430 年)
履中天皇	3 年	400 年	434 年	437 年	—
反正天皇	2.5 年	406 年	438 年	440 年	珍 438 年
允恭天皇	21 年	412 年	441 年	461 年	済 443 年 451 年 (460 年)
安康天皇	1.5 年	454 年	462 年	463 年	興 462 年
雄略天皇	16.5 年	457 年	463 年	479 年	武 478 年 (477 年)

*1 仁徳天皇については全権を把握したのは神功皇后が崩御し、応神天皇としての年

間が終了した年 411 年の翌年 412 年より本格的な政権のスタート、ただし、天皇とし

ての仲哀天皇の跡を継いだ年は 391 年となると考えられる。

*2 名目上の即位年は『日本書紀』に記載の在位年を機械的に当てはめた即位年

1. 倭王讚（仁徳天皇）の時代（西暦412年～434年）

この時代は第二部で見たように半島情勢が安定した状態で始まっている。

西暦413年に『晋書』に現れる東晋への遣使記録は応神天皇三十七年の記載が当てはまると推測する（第二部参照）。

応神天皇三十七年の記事では倭の呉（東晋）へ派遣された使者が航路を見失ったことに対し、高句麗が先導の道案内をつけたことが記載されており、『晋書』には高句麗と倭がともに入朝してきたとの記載があることから両国の関係は良好なものであったと推測できる。

『日本書紀』 応神天皇紀

(応神天皇) 三十七年 (略) 遣阿知使主 都加使主於吳令求縫工女 爰阿知使主等
渡高麗國 欲達于吳則至高麗更不知道路乞知道者於高麗 高麗王乃副久禮波久禮志
二人爲導者 由是得通吳 吳王於是與工女 (略) 四婦女

『晋書』 帝紀第十

(義熙) 九年 (略) 高句麗 倭國 (略) 並獻方物

『日本書紀』には仁徳天皇五十三年に新羅が貢納を怠った新羅に
対し出兵をした記録がある。

この年は西暦 417 年の後半に当たる。この西暦 417 年には新羅
で、実聖尼師今から訥祇麻立干に王の交代が起こっている。

この新羅王の交代について『三国史記』の記載によれば訥祇麻立
干の即位において、高句麗人の関与が記載されている。そのため、
訥祇麻立干の即位直後に起こった倭への貢納懈怠については、新羅
が倭の陣営からの離脱し、高句麗陣営への鞍替えを図ったものであ
る可能性がある。

しかし、『日本書紀』には倭と新羅の対立がこの軍事衝突後に引き
続いている形跡がない。またこの戦闘における新羅の戦死者数百
人、登場する集落も四つの邑と局地戦である。さらに次節で述べる
ように、倭と高句麗の関係にも変化がない。

特に、訥祇麻立干の即位に関与していたのは“高句麗人”であって
“高句麗国”ではないことは注意すべきである。

さらに、後にも触れるが、訥祇麻立干の在位中である西暦 430 年

代には新羅は百濟と協調して高句麗に備える動きを示してもいる。

そのことからこの陣営変更を示唆する動きは、訥祇麻立干による個

人的な思惑によるものであり、新羅が国全体の意志として方針転換

を図ったというわけではないと推測ができる。

『日本書紀』 仁徳天皇紀

(仁徳天皇) 五十三年 新羅不朝貢 (略) 遣竹葉瀬之弟田道

則詔之日 若新羅距者 舉兵擊 之 仍授精兵 (略) 新羅軍潰之

因縱兵乘之殺數百人 卽虜四邑之人民以歸焉

『三国史記』

新羅本紀第三

(実聖尼師今) 十六年夏五月王薨

訥祇麻立干立 (略) 奈勿王三十七年 以實聖質於高句麗 及實

聖還爲王 怨奈勿質已於外國 欲害其子以報怨 遣人招在高句麗

時相知人 因密告 見訥祇則殺之 遂令訥祇往 逆於中路 麗人見

訥祇 形神爽雅 有君子之風 遂告曰 爾國王使我害君 今見君

不忍賊害 乃歸 訥祇怨之 反弑王自立

次に、西暦 420 年に当たる仁徳天皇五十八年の記事にこの年に呉と高句麗から使者が来日した記事がある。この年は中国の南朝において東晋の恭帝から禅讓を受けた劉裕が南朝の宋を起こした年であり、この呉は宋であると推定できる。『宋書』によれば翌年 421 年にあたる永初二年に倭から讚が貢納の使いをだしてきたこと及び爵位を与えたとの記事がある。このことからこの前年にあたる仁徳天皇五十八年の記事は新王朝設立に伴い倭に対し招聘をおこなったのではないかと推測ができるだろう。

『日本書紀』 仁徳天皇紀

(仁徳天皇) 五十八年 (略) 吳國 高麗國 並朝貢

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

永初二年 詔曰 倭贊萬里修貢 遠誠宜甄 可賜除授

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

西暦 425 年と 430 年に関しては、宋の元号ではそれぞれ元嘉二年と元嘉七年が当てはまり『宋書』には次のように記載されている。

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

元嘉二年，贊又遣司馬曹達奉表獻方物

『宋書』 本紀第五 文帝

(元嘉) 七年 (略) 倭國王遣使獻方物

さらに『宋書』の記録を見ると両年とも百済が朝貢した記事が載せられているが、両年ともに宋が当代の百済王に対して冊封をおこなった記録がある。

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

元嘉二年 太祖詔之曰 (略) 百濟王 (略) 其後每歲遣使奉表獻方

(元嘉) 七年 百濟王餘毗復修貢職以映爵號授之 (後略)

当時百済は倭の勢力圏にあったと想定できる。そのため、この両年については倭が後見人として百済の使者を送り届けたものである可能性があるだろう。また、倭に対する明確な冊封の記録がないことから、百済からの要請を受けての派遣だった可能性が高いであろう。

また、もう一つの可能性を想定することができる。それはこの宋への遣使については朝鮮半島情勢の変化に伴っての対応であった可能性であり次のようにになる。

高句麗が朝鮮半島国家となっていくのは西暦 427 年に当たる長寿王十五年に平壤へ遷都したことが大きな出来事である。『三国史記』にはこの年の 3 年前の西暦 424 年に当たる長寿王十二年、新羅の訥祇麻立干立八年に高句麗が新羅を招いたという記載がある。またその翌年の長寿王十三年には高句麗は北魏に対して使者を送っている。これらの出来事は高句麗が半島南部への再度の進出のための連動した動きであった可能性がある。

そのため西暦 424 年に高句麗が新羅に対し使者を招聘したことは、朝鮮半島南部の中では最も関わりが深い新羅に対し南部地域への再進出に当たっての協力要請を目的とするものだった可能性を考えることができるだろう。その場合は、百済からの誘いを受けた新羅からの報告を受けての対応として、中国の南朝とのつながりを持っていました百済から冊封を得たいが倭の勢力圏内であることから、倭に隠すことがない旨の証

明を兼ねて宋へ向かってほしいとの要請を受けての宋への入朝だった可能性を推測することができる。

『三国史記』

高句麗本紀第六

(長寿王) 十二年 春二月新羅遣使修聘 王勞慰之特厚 (後略)

(長寿王) 十三年 遣使如魏貢

(長寿王) 十五年 移都平壤

新羅本紀第三

(訥祇麻立干立) 八年 春二月遣使高句麗修聘

勢力圏の国である百済に宋の冊封を受けさせるというのは矛盾しているように思える。『日本書紀』の記述を見ると各所に百済・新羅からの貢納については滞りがないかを気に掛ける記述がある。そのため、倭としては貢納義務が重要であり、その他については広い独自性を認めていたのではないかと推測できる。それは西暦 416 年にあた

る義熙十二年にも百濟は宋の以前の中国南朝の王朝であった東晋からも冊封を受けていること、さらに仁徳天皇の晩年にあたる西暦433年に付いて『三国史記』には新羅と百濟が修好を強めた記録からも、独自の外交について認めていたことを示しているだろう。

なお西暦433年からの新羅と百済の修好について、『三国史記』では百済から求めての修好で、百済がその後も新羅に贈物を送っていることから新羅が上位のような記載となっている。

しかし、『隋書』の東夷伝の記述には新羅が元来は百済の属国であり、百済が高句麗から領土を奪った時に高句麗の人民が新羅に流入してから国が栄えるようになったと記述されている。

属国については『三國志』の魏書東夷伝の記述に「辰韓は馬韓が自らの東部の土地を分け与えたことで成立し、その王は馬韓から迎えており馬韓の従属化である」という記事からの表現の可能性もあるが、百済が高句麗から領土を奪ったというのは西暦551年に一時、漢山城周辺を取り戻した時の出来事を指すと考えられることから、この西暦433年からの新羅と百済の修好というものは百済が上位のものではないかと推測する。

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

義熙十二年 以百濟王餘映為使持節（略）

『三国史記』

新羅本紀第三

（訥祇麻立干立）十七年（略）秋七月 百濟遣使請和從之

（訥祇麻立干立）十八年 春二月百濟王送良馬二匹（後略）

百濟本紀第三

（毗有王）七年（略）秋七月遣使入新羅請和

（毗有王）八年 春二月遣使新羅送良馬二匹（後略）

『隋書』 列傳第四十六 東夷

新羅國（略）其先附庸於百濟 後因 百濟征高麗 高麗人不堪戎役 相率歸之遂

致強盛（後略）

『三國志』 魏書三十 烏丸鮮卑東夷傳 韓の条

辰韓在馬韓之東（略）馬韓割其東界地與之（略）辰王常用馬韓人作之 世世

相繼辰王不得自立爲王 魏略曰 明其爲流移之人故爲馬韓所制

2. 倭王珍（反正天皇）の時代（西暦 438 から 440 年）

倭王珍について『宋書』の記載は西暦 438 年に当たる元嘉十五年四月に宋に入朝し安東將軍・倭国王の冊封並びに、その隨員として連れてきた倭隋以下 13 人に對して將軍号を授与されている。これは倭王讚時代に冊封を受けなかつたことからの転換であるように見える。しかし、この西暦 438 年については高句麗の長寿王二十六年に当たるが、北方で高句麗が大きな動きを見せている。北燕は北魏と対立をしており、北魏への対抗のため北燕は西暦 435 年（元嘉十二年）には宋から冊封を受け従属下に入っていた。

しかし翌年の西暦 436 年には、北魏の進攻によって北燕は滅亡し、北燕王・馮弘は高句麗へ亡命した『三国史記』の高句麗本紀によると、西暦 438 年 3 月に遼東に到着した馮弘は宋の太祖文帝に対し、宋への亡命を希望したため、宋もその受け入れを検討し、使者を高句麗に派遣した。ところが高句麗は馮弘の宋へ移動することを望まず、馮弘を殺害している。それに対し、宋から派遣されていた使者は率いてきた 7000 人の兵を使い、馮弘殺害の実行に関与した高句麗王の部下を処断した。しかし、長寿王はこの宋の使者の行為を咎め、その宋の使者を拘束して「犯罪者」として宋に送還した。

この報を受けた宋の太祖・文帝は、「遠国のことゆえ、やむを得ず」として処分

を見送ったと伝えられている。

この時系列を見ると、このひと月後に倭王珍の入朝、並びにその冊封及び部下への將軍号の授与となっている。そのため、宋にとって北燕という中華世界内の封建王が周辺国に害されたという、華夷秩序を揺るがす事態に対し、地理的に高句麗に対抗できる勢力であった倭国の方を求めて招聘をおこなった結果ではないか、と想定できる。

特に倭隋等の隨員に対して將軍号を与えていたことから宋にとっても何らかの軍事的な必要性があったことを想起することができる。また、隨員に与えられた將軍号の中に東夷である和人に対して平東將軍ではなく平西將軍が含まれてており、しかもそれが倭から求めていることから、実際には事前に宋の側から具体的な軍事対象を指定し、將軍号もそれに合わせて倭からみて西にある対高句麗に適合させたかのようなものであることからもこの想定を裏付けるものである。

日程面についてはかなり厳しいようにも思えるが西暦 438 年の倭王珍の記事がある『宋書』の（元嘉）十五年四月の記事には倭王珍の冊封が己巳の日付となっており、その直前の同じく四月に甲辰の日付がついていることから少なくとも 25 日以降であると伺われることから可能性はあり得るだろう。

もう一つの可能性として上記までの推論を崩すものであるが、宋の使者は高句麗領内で 7000 人の軍勢を率いている、宋の当時の勢力圏からすると高句麗に 7000 人の軍隊を派遣することは不自然である。そのため、この 7000 人というのは倭から借り受けた軍勢であり、宋が將軍号を送った倭隋以下の 13 人というのはこの 7000 人を率いていた実行部隊の將軍である可能性があるだろう。

そのため、倭王の隨員に対して將軍に任せたことは、倭王が隨員に対して叙勲するように願ったのではなく、宋が、自軍の兵力として活用するに当たって倭隋以下の 13 人に將軍に任命をしたということになる。

その場合は北燕王馮弘より、宋への亡命の打診を受けたことで、宋が倭に対し軍事要請を行ったことになる。宋は、その要請を受けた倭より提供を受けた軍の実戦部隊長 13 人を將軍に任命を行い、高句麗内において宋の使者は倭から借り受けた兵を率いていたということになるだろう。

また、北燕王馮弘を害した実行犯を宋の使者が処断した後、その使者が高句麗王に捕縛されている。そのため、実行犯処断後まもなくこ

の 7000 の兵は宋の使者の兵權から離れ消え去っていたことが伺われる。

なぜなら、7000 の兵が宋の用意した兵であったとしたら、捕縛時もその兵を率いていたことになるため、高句麗王が宋の使者を捕縛することが困難である。よって高句麗王が宋の使者を捕縛したときにはすでに 7000 の兵は宋の使者とともに行動をしていなかったことが強く推認される。

このことから、宋の使者が一時的に他国より兵力を借り受けていたことも強く推認される。この時代に宋の本国からは北魏によって陸路が塞がれている地域で、高句麗に向かう使者に対し 7000 の兵力を宋に対し提供ができる勢力となると、倭の勢力くらいであることからもこの仮説の可能性は極めて高いだろう。

以上の見解が正しい場合、“夷を以て夷を制す（以夷制夷）”戦略の一形態であり、南朝宋がおこなった実例の一つであるということになるだろう。

また、倭国の使者の派遣は宋の要請を受けて、自国にとっても平壤への遷都など朝鮮半島南部に再び進出を図る動きを見せる高句麗に対する利益の点で將軍号に関

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

してのみが目的であり、倭国王及び半島南部における都督は自らの勢力圏についての現状を表明する意図が強かったのではないかと考えられる、そのため倭国王の冊封については宋の側でこの倭国からの遣使を利用しての自己の勢力圏をアピールできる機会として利用し、倭国王に冊封したのではないかと推測する。

『宋書』 本紀第五 文帝

(元嘉) 十二年春正月 (略) 封黃龍國主馮弘為燕主珍 (後略)

(元嘉) 十五年 (略) 夏四月甲辰 (略) 己巳 以倭國王珍為安東將軍

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

珍 (略) 遣使貢獻 自稱使持節 都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事 安東大將軍 倭國王 表求除正 詔除安東將軍 倭國王 珍又求除正倭隋等十三人平西征虜、冠軍 辅國將軍號 詔並聽

『三国史記』

高句麗本紀第六

(長寿王) 二十四年 燕王遣使入貢于魏請送侍子 魏主不許 將舉兵討之

(略) 夏四月 魏攻燕 (略) 城克之 (長寿) 王遣將葛盧 (略) 迎燕王

(略) 五月 燕王率龍城 (略) 魏主聞之 遣散騎常侍封撥來 令送燕王 (長
寿) 王遣使入魏奉表 (略) (高句麗) 興與馮弘俱奉王化 魏主以王違詔 議擊
之 (略) 等諫之 乃止。

(長寿王) 二十六年春三月 (略) 燕王弘至遼東 王遣使勞之曰 龍城王馮君,
(略) 弘慙怒, 稱制讓之 (略) 弘素侮我 (略) (長寿) 王乃奪其侍人取其太子
王仁為質 弘怨之 遣使如宋 上表求迎。宋太祖遣使者王白駒等迎之 幷令我資
送 王不欲使弘南來 遣將孫漱 高仇等 殺弘 (略) 白駒等 帥所領七千餘人掩討
漱 仇 殺仇 生擒漱 (長寿) 王以白駒等專殺 遣使執送之 太祖以遠國 不欲違
其意下 白駒等獄已而原之

3. 倭王済（允恭天皇）の時代（前）（西暦 441 から 451 まで）

倭王済の記録は『宋書』では西暦 443 年にあたる元嘉二十年に初めてその名が見え、安東將軍および倭国王に冊封されている。倭王済については允恭天皇に当てはまるが允恭天皇の即位は西暦 441 年であることからすると、西暦 443 年というのは即位に際しての入朝としてはややタイミングが遅いように思える。

そこで華北の情勢を見ると前年の西暦 442 年に北魏が仇池を占拠し、華北の統一に成功している。そこからすると華北統一を果たした北魏に対抗するために宋が外藩勢力として倭を必要としたために招いた可能性がある。

これは西暦 450 年に宋と北魏の間で大規模な軍事衝突が起き、宋は北魏軍に対して長江の対岸までとはいえない宋の首都である建康への備えを考えねばならない地域まで侵攻を許していた。

倭王済は西暦 451 年に当たる元嘉二十八年において『宋書』の夷蠻伝においては“使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事”並びに部下 23 人に対する將軍への正式任官、また、同じく『宋書』の文帝本紀においては安東將軍から安東大將軍に進号していることからも宋の朝廷は倭に対して軍事的な役割を期待しているかのような記載があることもこの宋と北魏の軍事衝突の影響をうかがうことができるだろう。

さらに付け加えれば、元嘉二十年において倭国は高句麗と並んでの入朝をおこなっている。これは、前項において倭王珍の時代において西暦438年の宋が高句麗対策と推測できる倭王珍に対する『宋書』にある冊封がうまく機能した、言い換えれば、宋の権威に叶うよう高句麗を導くことに倭が成功したことがうかがえる。この経験を経て、宋は倭の地域的影響力をより重視するようになっていったと推測される。

なお、前項の最後に考察した倭王珍の時代における倭隋以下13人への將軍号が高句麗における使者が倭軍を動かすに当たっての必要に応じてのものだった場合、は、この西暦451年における23人への叙勲も宋が直接的に倭の力を借りるために必要な事態が起こっていたためであったと見ることができるだろう。

* 倭王濟の時代の倭から宋への遣使は西暦460年にも記録があるが、『日本書紀』のこの記録に対応する記事の関係上、次項で扱う

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

(元嘉) 二十年，倭國王濟遣使奉獻，復以為安東將軍、倭國王
(元嘉) 二十八年加使持節、都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事，安東將軍
如故。并除所上二十三人軍、郡

『宋書』 本紀第五 文帝

(元嘉) 二十年 (略) 是歲 (略) 高麗國 (略) 倭國並遣使獻方物 (略)

(元嘉) 二十八年 (略) 秋七月甲辰安東將軍倭王倭濟進號安東大將軍 (後略)

4. 倭王済（後）と倭王興（允恭天皇と安康天皇）の時代（西暦 452 から 463 年）

この項では『宋書』に記載のある大明四年（西暦 460 年）及び大明六年（西暦 462 年）の倭からの遣使について扱う。『宋書』においての記載は次のようになる。

『宋書』 本紀第六 孝武帝

（大明）四年（略）倭國遣使獻方物

（大明）六年（略）以倭國王世子興為安東將軍（後略）

『宋書』 列傳第五十七 夷蠻

世子興遣使貢獻（略）大明六年 詔曰倭王世子興（略）宜授爵號可安東將軍

倭國王

『日本書紀』においては允恭天皇紀及び安康天皇本には特に中国側との外交に関する記載はない。しかし、雄略天皇紀には呉（中国南朝の通称：ここでは宋）との使者の往復について下記の記載がある。

『日本書紀』 雄略天皇紀

(雄略天皇) 六年 (略) 遣吳國遣使貢獻也

(雄略天皇) 八年 (略) 遣身狹村主青 檜隈民使博德 使於吳國 (後略)

(雄略天皇) 十二年 (略) 身狹村主青與檜隈民使博德 出使于吳 (後略)

(雄略天皇) 十四年 (略) 身狹村主青等共吳國使 將吳所獻手末才伎漢織(略) 衣

縫兄媛 (略) 等 (略) 命臣連迎吳使

第三部のはじめの評に示しているように本論では雄略天皇を倭王武としていることからこれらの記録は一見無関係のように思える。しかし、名目上の即位年に付いて注目すると、雄略天皇の即位年は西暦 457 年相当になる。

ここで先程の記録について見てみると、雄略天皇の即位年を基準として倍暦として当てはめた場合次のようになる

- ・雄略天皇六年=西暦 459 年

- ・雄略天皇八年＝西暦 460 年
- ・雄略天皇十二年＝西暦 462 年
- ・雄略天皇十四年＝西暦 463 年

日本から後に派遣した記事が雄略天皇八年と十二年であることから『宋書』の倭からの遣使があった年に一致していることがわかる。そこから次のような推測を行うことができる。

日本側の記録に呉からの使者、及びに日本から呉への使者の記録が上記の間隔、すなわち、呉から日本への使者が来た二年後に日本から呉への使者を出した記録、次にその四年後に再度日本から呉への使者を送った記録、更にその二年後に呉から日本に使者が帰ってきた記録があったのではないだろうか。そして『日本書紀』の編者のうち、この時代の外交記録に関する担当者がたまたま雄略天皇の時代には違う暦を使用していたという知識を持っており、二倍暦で当てはめると『宋書』における倭からの使者の記録に当てはまるところから雄略天皇紀においてこのような外交記録を配置してしまったのではないか、ということである。

(注) 雄略天皇の年間で倭王済、倭王興に関するものはこの呉との外交のみ

で、同じ記録であってもその他の部分は次項の倭王武の時代で扱う雄略天皇九年の部分を除けば、雄略天皇の在位時期の記録と推測する。

(1) 西暦 460 年（大明四年）の『宋書』の記載について

前項において倭王済の宋への遣使については宋からの要請を受けてのものではないかとの推測を行った。そこでこの西暦 460 年についても考えてみたい。すると、前年の西暦 459 年（大明三年）について次の出来事があったことが確認できる。大明三年 4 月には宋の孝武帝の司空兼南兗州刺史であった竟陵王の劉誕が反乱を起こしている。反乱自体は 7 月には集結しているものの、この反乱に呼応する形で司州刺史の劉季之も反乱を起こすなどこの反乱は大規模なものであり、皇帝自らも軍部を鼓舞するほどであった。

反乱鎮圧後に鎮圧を祝し大赦が行われていることからもこの反乱により宋の国内は大きく動搖していたことが伺われ、この動搖を抑えるための国内における皇帝の権威を回復する必要性があったと推測できる。

西暦 459 年の記事と考えられる雄略天皇六年における呉からの使者というものはこの宋の国内における宋の皇帝の威光を知らしめるためのものと想定ができることから、西暦 460 年における倭国から宋への遣使の記録は宋の要請に基づいて行われたものではないか、と推測することができる

『宋書』 本紀第六 孝武帝

(大明) 三年 (略) 夏四月 (略) 司空南兗州刺史竟陵王誕有罪 貶爵 誕不受命據廣陵城反 (略) 上親御六師車駕出頓宣武堂 司州刺史劉季之反叛 徐州刺史劉道隆討斬之 秋七月 (略) 刽廣陵城斬誕 (略) 是日解嚴 (略) 大赦天下 (後略)

(2) 西暦 462 年 (大明六年) の『宋書』の記載について

先程の当てはめを元にすれば『宋書』に記載のある西暦 462 年 (大明六年) の倭王興の宋への遣使は先に日本 (倭) から中国南朝 (宋) に対し使いを送り、翌年の帰国に対しに工女を日本へと連れ帰ってきている。そのため、『宋書』には倭の世子興に対して冊封の記録はあるものの倭の目的としては工女を日本に連れ帰ることが目的であり、宋の冊封はたまたま前倭王である済が死亡後にその世子である興の使者が来たことから、宋王朝の権威を国内外に示すことができることから冊封おこなったと推測ができる。

* 興の冊封について済が安東大將軍に任じられている一方、興に対しては安東將軍に任じられている。これは安東大將軍から安東將軍へと降格されたということにあるため、將軍位についての記録に誤りがあるようにも思える。

しかし、興は倭王ではなく世子、すなわち王の即位予定者という立場での

©2025 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

宋への入朝であったために、このような将軍位が一等低いものとなったので
はないかと推測する。また、興に当たる安康天皇が即位後にその在位期間が
短期間だったとはいえ、改めて宋に使いをだし、冊封を受けることをしてい
なかつたことから倭にとっては宋が行う冊封には特に意味を持っていなかっ
た可能性を強く示唆するだろう。

この西暦 462 年の遣使についてはなぜ倭の側で工女の招聘を正式な外交ルートで
求めたのかについて考える必要がある。この工女を伴い帰国したのは西暦 463 年で
ある。それは本論の第三部のはじめ及び第二部で触れているが応神天皇三十七年と
応神天皇四十一年での記載である。特に応神天皇三十七年の記事については 413 年
の記録であり、ここに記録されている使者の帰国を待っていたのが西暦 411 年にあ
たる応神天皇四十一年の記事であると考えられる。ここで応神天皇三十七年及び応
神四十一年の記事は次のようにになっている。

『日本書紀』

(応神天皇) 三十七年 (略) 遣阿知使主 都加使主於吳令求縫工女 爰阿知使

主等渡高麗國 欲達于吳則至高麗更不知道路乞知道者於高麗 高麗王乃副久禮

波久禮志二人爲尊者 由是得通吳 吳王於是與工女（略）四婦女

（応神天皇）四十一年（略）天皇崩（略）是月阿知使主等自吳至筑紫 時胸形

大神有乞工女等 故以兄媛奉於胸形大神 是則今在筑紫國御使君之祖也 既而率

其三婦女 以至津國及于武庫而天皇崩之 不及 卽獻于大鷦鷯尊（後略）。

応神三十七年の記事において使者は道に迷い、高句麗王の助けを受け道案内を付けてもらいながら、呉（東晋）に到着したことが、応神天皇四十一年では天皇が工女の到着を待ち焦がれていた、しかしそれがついに間に合わなかったとなつており、非常に重要な出来事であったとしている。

（なお西暦411年の出来事であるした応神天皇崩御の同じ月に使者が帰国となつているが、おそらく『日本書紀』の編纂時に参考にした本の資料において応神天皇（ここでは神功皇后）が崩御時に呉（東晋）からの使者の帰国を待ちわびていた使者は大鷦鷯尊（仁徳天皇）が受け取ったという記録があったため、その帰国自体を崩御と同じ年であると解釈したためこのような記載になったと考えられる）

また応神天皇紀の記載内容から工女を日本に連れて行くことが喫緊の事項となっていたことが伺われることから、『晋書』にある西暦 413 年の倭からの使者の記録があるのと同年に帰国がなされたと考えることができる。

倭王興の西暦 462 年の記事に対応しての工女の帰国記事は 463 年であり、上記の工女の記事から 50 年後の記事であることに気がつき、これは倍暦上で 100 年に一度（実年では 50 年に一度）ごとに行われる記念、それも国家にとって重要な記念式典のようなものが背景にあるのではないかと推測ができる。

そこで応神天皇四十一年を考えてみると第 1 部で見たようにこれは神功皇后四十一年に当たる。更にこの神功皇后四十一年は神武天皇紀元で見ると皇紀 901 年にあたる、また西暦 411 年は日本の暦法は倍暦であることから神功皇后四十年でもあり、これは皇紀 900 年にあたる。

これらのことからすると、当時の日本では建国時より 100 年ごと（これは倍暦なので実年では 50 年ごと）に記念祭のようなものをやっていたのではないかということが推測できる。

従って西暦 411 年で行うことができずに西暦 413 年でおこなってしまったこと

で、倍暦での 100 年後（実年 50 年後）の西暦 463 年に合わせて祭典を行うための工女を呼び寄せるための使者として西暦 462 年に使者を送ったのが『宋書』における倭王（の世子）興の使者派遣の記録、『日本書紀』においては雄略天皇十二年の吳（宋）への使者の派遣の記録だったのではないか、と推測することができるだろう。

これは応神天皇四十一年の記事では宇佐神宮の二之宮である比売大神と同神とされる宗像社が登場していること、並びに、雄略天皇十四年においては神功皇后を住吉大神として祭神の一柱としている住吉大社のある住吉の地名が登場し、さらに国内屈指の古社である大和地方の大三輪神（大神神社）が登場することからも、何らかの神道儀礼との関わりを示唆していると考えることができることも補足証拠となるだろう。

5. 倭王武（雄略天皇）の時代（西暦463年から479年）

倭の五王の最後のである倭王武について取り扱う。

まず、雄略天皇時代の外交関係について交渉するには允恭天皇崩御時の記録が重要である。『日本書紀』の允恭天皇四十二年に下記の記事がある。

『日本書紀』

(允恭天皇) 四十二年 (略) 天皇崩 (略) 新羅弔使等 哀禮既闋而還之 倭飼
部 (略) 疑 (略) 新羅人通采女耳 乃返之啓于大泊瀬皇子 皇子則悉禁固新羅
使者而推問 時新羅使者啓之曰 無犯采女 (略) 則知虛言 皆原之 於是新羅人
大恨 更減貢上之物色及船數

この記事には允恭天皇の葬儀において大泊瀬皇子（後の雄略天皇）が新羅の弔問の使者に対して最終的に釈放したとはいえ、不確かな情報を下に詰問をし、新羅の弔問の使者がおおいに恨みを覚えたというものである。

雄略天皇八年の記事を見ると、この件を踏まえてか、新羅は雄略天皇が即位以来貢納をしてこないでいることが記載されている。それに対し、雄略天皇は新羅征伐の意を表していた。

一方、新羅は、倭の動きを受けて高句麗の兵を引き入れ、倭の動きに対抗しよう

としていた。ところが高句麗が新羅をそのまま乗っ取る構想 であることを知った新羅は任那を通じて倭に対し救援の依頼を行った。

その依頼に答える形で倭は自国勢力圏より兵を出し高句麗を追い払うことに成功をしたというものである。また、高句麗が新羅の救援に乘じる形で国の乗っ取りを図つたことで新羅と高句麗が互いに大きく憎み合うようになったと記載されている。

また時代背景として先に上げた允恭天皇崩御時の当時の大泊瀬皇子と新羅の弔問使との因縁からこの事件は雄略天皇八年の出来事として日本側に史料があったと推定できる。この雄略八年は西暦 467 年のことと考えられる。

『三国史記』を見ると西暦 468 年にあたる長寿王五十六年及び慈悲麻立干十一年に高句麗が新羅に侵攻し、新羅の北方の城を攻め落としたことが記録されているが、この前年における西暦 467 年に高句麗と新羅が敵国同士となったことと関連がある可能性がある。

『日本書紀』 雄略天皇紀

(雄略天皇) 八年 (略) 自天皇即位至于是 新羅國背誕 苞苴不入於今八年 而大懼中國之心 脩好於高麗 由是高麗王 遣精兵一百人守新羅 有頃 高

麗軍士一人 取假歸國 時以新羅人爲典馬 (略) 而顧謂之曰 汝國爲吾國所

破 非久矣 (略) 其典馬 聞之 陽患其腹退而在後遂逃入國說其所語

於是 新羅王 乃知高麗僞守 遣使馳 (略) 盡殺國內所有高麗人 惟有遣高

麗一人 乘間得脫逃入其國 皆具爲說之

高麗王卽發軍兵 屯聚筑足流城 (略) 於是 新羅王 夜聞高麗軍四面歌舞

知賊盡入新羅地 乃使人於任那王曰 高麗王征伐我國 (略) 伏請救 於日本

府行軍元帥等

由是 任那王 勸膳臣班鳩班鳩 (略) 往救新羅 大破之 二國之怨 自此而

生 言二國者 高麗新羅也 (後略)

『三国史記』

高句麗本紀第六

(長寿王) 五十六年春二月王以靺鞨兵一萬 攻取新羅悉直州城

新羅本紀

(慈悲麻立干) 十一年春 高勾麗與靺鞨襲 北邊悉直城

これも西暦 467 年内のものと推定される雄略天皇九年においても新羅への外征の記録が記載されている。しかしこの記載にはいくつか不審の点がある。

雄略天皇八年で倭に救援をしてもらっているにも関わらずに雄略天皇九年においても新羅が倭への貢納拒否を続いている。

さらに雄略天皇八年の時点では、自力で高句麗を追い出す事ができない国力であったのが、雄略天皇九年では、百濟から城を奪い、高句麗から倭への貢を阻み、さらには対馬を超えて工作を行おうとまでしている。

これらは明らかに当時の新羅の国力を超えている。

さらに新羅は上記のように周辺への勢力拡大を図っているにも関わらず、この記載においては任那・伽耶に関して全く登場しないことも不自然さがある。

ここで対馬にまでも工作活動をおこなっているという点に注目すると、『日本書紀』内で新羅が対馬に対して工作を行ったというものは推古天皇九年の記事にある程度である。

そのためこの雄略天皇九年として記録されている記事は、『日本書紀』編纂時の元の史料には、天皇九年の記録とのみしかなく、どの天皇の御代のものかが不明だったのではないか、そして本来はこの記録は推古天皇九年の記事なのではないかとの推測が

成り立つ。推古天皇九年は西暦 601 年に当たる。この年に対馬に対しスパイ活動を行った記録があること、また、西暦 554 年に新羅の真興王は、百濟が西暦 551 年に高句麗より奪い返した旧国都周辺地域をさらに占領していることなどを見ても雄略天皇九年の記録は推古天皇九年おくべき記事であったのを誤って雄略天皇九年に配置したものではないかと推測する。

この誤配置の要因としては雄略天皇八年において高句麗に痛撃を与えたことから、敗北をした高句麗が倭への貢納を行おうとしていたと考えても不思議でないと『日本書紀』の編纂者の中でこの基地を編纂した担当者が判断をし、高句麗からの朝貢を阻む、ということにつながると考えてしまった結果ではないかと推測する。

『日本書紀』 雄略天皇紀

(雄略天皇) 九年 (略) 天皇欲親伐新羅 神戒天皇曰 無往也 天皇由是 不果行 乃勅紀小弓宿禰 (略) 等曰 新羅 (略) 累葉稱臣 朝聘無違 貢職允濟 逮乎朕之王天下 投身對馬之外 竄跡匝羅之表 阻高麗之貢 吞百濟之城

推古天皇紀

(推古天皇) 九年 (略) 新羅之間諜者迦摩多到對馬 則捕以貢之

朝鮮半島の情勢を見ると、高句麗では長寿王五十年（西暦 462 年）以降は後顧の憂いを断つかのごとく毎年のように北魏へと使者を送っている。そうした中で、先にあげた長寿王五十六年（西暦 468 年）の新羅への攻撃に引き続き翌年の長寿王五十七年（西暦 469 年）には前年の百濟にも攻撃を行い朝鮮半島南部への侵攻を強めている。

こうした中で長寿王六十三年（西暦 475 年）には百濟の王都である漢城を攻め落とし、時の百濟王である蓋齒王を処刑し一時は百濟を滅亡させている。一方百濟は文周王が同年、熊津を都として復興している

『日本書紀』にはこの百濟の一時滅亡については雄略天皇二十年に記載されている、また雄略天皇二十一年には日本が“久麻那利（熊津）”を汝洲王（文周王）に与え百濟が復興したことになっている。

雄略天皇の年間については、機械的な年代の当てはめを行うと西暦 457 年から 479 年までの 23 年間となる。雄略天皇二十三年に百濟で文斤王（三斤王）が薨去し日本アガ末多王を送り届けて東城王として即位させたことが記されているが、『三国史記』百

濟本記において三斤王が薨去し東城王が即位したのは西暦 479 年における出来事となる。そのため、先ほど記した雄略天皇二十三年が西暦 479 年と想定していると考えられる。

しかしながら、先ほど記した百濟の一時滅亡と復興については『三国史記』によれば西暦 475 年とされていることが『日本書紀』では雄略天皇二十年と雄略天皇二十一年とされており、単純に当てはめると西暦 476 年と西暦 477 年の出来事ということになる。

さらに雄略天皇二十年の記事には注としている百濟記には乙卯年の出来事としており、これは西暦 475 年を指し示している。そこから本来は雄略天皇二十年の記事は雄略天皇十九年に配置するべき記事であろう。

この配置のミスがおこった原因としては雄略天皇十九年の記事においての日時に“丙寅朔戊寅”と寅が複数並んでしまっていることから乙“卯”的卯は十二子の順番で言えば寅のつぎに来ることからの勘違いによるものではないか、と推測することができる。

また雄略天皇二十一年の記事については機械的に当てはめれば西暦 477 年に当たるが、この年は文周王から三斤王に百濟王の交替がおこった年である。

そのことからすると、雄略天皇二十一年の記事において汝洲王（文周王）の名前が

出てくることからこの記事を担当した編者が誤って雄略天皇二十一年に配置してしまったのではないか、との想定が可能であろう。

なお、『日本書紀』においては汝洲王（文周王）から文斤王（三斤王）へと百濟王が代替わりしたことについては何も記されてないことから、本来は百濟王の異動を記すつもりであった年（雄略天皇二十一年）に誤って“久麻那利（熊津）”を汝洲王（文周王）に与えることで百濟を復興させた記事を置いてしまったのではないかと推測する。

雄略天皇の朝鮮半島関係の記事においては西暦462年生とされている百濟の武寧王の誕生を雄略天皇五年（機械的な当てはめでは西暦461年）に加須利君（蓋鹵王）の誕生に関わる記事を置いていることからもやや精度に難がある担当者が編纂していた可能性があるだろう。

『日本書紀』 雄略天皇紀

（雄略天皇）十九年春三月丙寅朔戊寅（略）

（雄略天皇）二十年冬 高麗王（略）伐盡百濟 爰有小許遺衆聚居倉下（略）

百濟記云 蓋鹵王乙卯年冬 犹大軍來 攻大城七日七夜 王城降陷 遂失尉禮 國王及大后 王子等 皆沒敵手

(雄略天皇)二十一年春三月 天皇聞百濟爲高麗所破以久麻那利賜汝洲王救
興其時人皆云 百濟國雖屬既亡聚夏倉下 實賴於天皇更造其國 汝洲王蓋鹵王
母弟也 (後略)

(雄略天皇)二十三年夏四月 百濟文斤王薨 天王以昆支王五子中第二末多王
幼年聰明 勅喚內裏 親撫頭面 誠勅懃懃 使王其國 仍賜兵器 幷遣筑紫國軍士
五百人 衛送於國 是爲東城王 (略)

『三国史記』

高句麗本紀第六

(長寿王)五十七年 (略) 秋八月 百濟兵侵入南鄙

(長寿王)六十三年 (略) 王帥兵三萬 侵百濟 陷王所都漢城殺其王 (後略)

c.f. 長寿王五十年以降、宋が滅亡する長寿王六十七年 (西暦462年から479年)までの期間に「遣使入魏朝貢」は長寿王五十九年 (西暦471年)、六十六年 (西暦478年)の2年を除いたすべての年に記載がある。このことは高句麗が朝鮮半島を南下政策を行うにあたり後顧の憂いを無くす方策を取っていたということが強く推測できる。

百濟本紀 第三

(蓋歎王)二十一年秋九月 麗王巨璉帥兵三萬 來圍王都漢城 王閉城門不能出

戰 (略) 王窘不知所圖 領數十騎 出門西走 麗人追而害之

* 『三国史記』では百濟の一時滅亡時に百濟の一時滅亡時に新羅が一万の兵を派遣し、百濟の復興を援助したとする記述がある。朝鮮半島の在地勢力の中で最大の国力と兵力を持つ高句麗が、百濟攻略に振り向けた兵が三万であり、さらに実際に百濟を攻略できたことを考えると、新羅が百濟方面に一万の兵を振り向けた場合は、新羅の国力では高句麗方面に備える北方の兵力配置に空白が生じてしまうと推定できるため、現実的記載とは想定しがたいことから本論では採用しないものとする。

『宋書』には倭王武の時代における倭からの使者については昇明元年（西暦 477 年）と昇明二年（西暦 478 年）の 2 カ年において記録がある。

昇明元年（西暦 477 年）の倭の使者の派遣理由については次のように推測する。『宋書』においては特に百濟についての記載は無いものの、おそらくは同年に百濟王が文

周王から三斤王へと交代しているが、当時の三斤王は 13 歳で即位していることからその後見的な立場で宋へとともに入朝したのではないかと推測する。

次に昇明二年（西暦 478 年）の入朝について取り上げる。

この入朝において倭王武は、格調の高い漢文で上表をおこなっている。

しかしこの文章は漢文として、文章の使い方が修辞面・構成面全てにおいて、あまりに整いすぎている。そのことから、これは宋の側で用意がなされたものではないか、すなわち昇明元年の入朝時に百済の一時滅亡時の状況を聞いた宋の朝廷により、翌年にもう一度使者を派遣してくるように要請をされたのではないかと推測する。

すでに末期の黄昏の王朝であった宋にとって、東方の世界秩序を回復した周辺王、それも高い教養を持つ国からの遣使が派遣されてきたことを大々的に喧伝するため一種の演出を図ったものではないかというものである。

それは、前年の 477 年の使者から大まかな征服事業について聴取を行い、今回層にとっての冊封国である百済を滅ぼしたのは高句麗であること、それを打ち破り百済を復興させたことを宋の役人が文章化をおこなったのではないか、ということである。

さらに文章の推考を図る時間並びに毎年貢納してくる国であることを裏付けになるよう翌年である西暦 478 年にも使者が宋に来てくれるよう要望を出したのではないか、

と想定する。特に文中には將軍号を求めている記述があるものの、倭獨力で百濟の復興をおこなっていることからすると特に倭の側でそのような称号を必要としていた状況ではなく、この將軍号の要請も含めて、宋が自己の中華世界における威信を中華世界に示すために差し入れたものではないかと考えることができよう。

『宋書』

本紀第十 順帝

昇明元年 (略) 冬十一月己酉 倭國遣使獻方物 (後略)

(昇明) 二年 (略) 倭國王武遣使獻方物 以武為安東大將軍 (後略)

列傳第五十七 夷蠻

順帝昇明二年 遣使上表曰

封國偏遠 作藩于外 自昔祖禰 躬擐甲冑 跋涉山川 不遑寧處 東征毛人五十五

國 西服眾夷六十六國 渡平海北九十五國 王道融泰 廓土遐畿 累葉朝宗 不愆

于歲 臣雖下愚 禿胤先緒 驅率所統 歸崇天極 道遙百濟 裝治船舫 而勾驪無道

圖欲見吞 掠抄邊隸 虞劉不已 每致稽滯 以失良風 雖曰進路 或通或不 臣亡考

濟實忿寇仇 壊塞天路 控弦百萬 義聲感激 方欲大舉 奄喪父兄 使垂成之功 不

獲一簣 居在諒暗 不動兵甲 是以偃息未捷 至今欲練甲治兵 申父兄之志 義士
虎賁 文武效功 白刃交前 亦所不顧 若以帝德覆載 摧此彊敵 克靖方難 無替前
功 竊自假開府儀同三司 其餘咸各假授 以勸忠節
詔除武使持節 都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事 安東大將軍 倭王

『三国史記』

百濟本紀

三斤王或云壬乞 文周王之長子 王薨 繼位 年十三歳（後略）

*三斤王の前王である文周王についてはその百濟本紀においては在位年が四

年まで記録されていることから王の交替は西暦478年のような記載となって

いるものの前後の記事の対応関係から、文周王が薨去し、三斤王が即位した

のは西暦477年のことであり、また文周王の三年までが七月、四年は八月か

らの記事となっていることから同一年を誤って分割したものと推測する。

6. 倭の五王における外交記録

倭の五王は従来、宋に対して冊封を行うことにより、自国の内政・外交両面においての権威の獲得であるとみなされている。

参考文献①において修正した『日本書紀』年表において倭の五王についての宋への遣使年が倭王武を除き概ね各天皇の即位年と同じ、もしくはそれに近い年であったことから、即位に伴う遣使ではないかと推測をおこなった。

しかしながら、本論において倭の五王時代において日本側からの遣使が行われた年について分析を行ったところ、日本側が自発的に呉（中国の南朝）に対し遣使をおこなったのは東晋時代の西暦 413 年の記録及び宋時代の西暦 462 年の 2 度だけであり、かつそれは政治的な必要ではなくおそらくは儀式を行うために機織りの工女を日本に招いたものと推測できる。

上記の 2 例を除けば宋への遣使は宋の側からの要請に応じた、もしくは百済の宋への使者を後見人のように連れて行ったかのように思えるものでしかなかった。

特にそれが顕著に現れるのが西暦 438 年の倭王珍の記録である。本論においては、別論的な扱いとしたものの、長寿王二十六年における記事の内容からすると、倭王珍の記事に見られる倭隋以下 13 人への将軍への任命はまさに高句麗領内で宋の使者が率いた 7000 人の帰に対して、総司令官 1 人、副官 1~2 人、参謀と監察

各1~2人、1000人隊の隊長7人と見ると自然な数字であること、北燕王殺害の実行犯の処断の任務遂行後、速やかに宋の使者のもとから消えていることから、宋の正規兵とは思えないことからすると、最も蓋然性が高いと推定ができる。これは倭王珍の宋への遣使が、宋の要請に答えるものであったということの実例であるといえるだろう。

また、この倭王珍が“使持節 都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事 安東大將軍 倭國王”を名乗って正式任官を要請した、また武も同様の自称をおこなったとなっている。しかしこれは『宋書』における変容が加わっているのではないかと思える。

宋の領土は北魏により朝鮮半島への陸路への通路が塞がれている状態であり、直接的な影響力を講師できる状態ではない。しかも宋は西暦420年の建国である。さらに、前代の南朝の王朝である東晋が西晋時代に華北地域も含めた領土を有していたのとは違い、宋は朝鮮半島に最も近いところでも山東半島まで保持ができていたに過ぎない状態であった。（後記にはその山東半島の領土も北魏に接収されている）これらのことから、朝鮮半島情勢のために宋の権威を必要とするということは前提条件としてはかなり固定観念に囚われたものであろう。

そのため、倭王による自称としての名乗りについては単に倭の使者は自国の勢力

範囲として、朝鮮半島南部の六地域に対して軍事的な統率を行い、必要に応じて内部の統制、指揮をしている、といったことを伝えただけなのではないか、と想定ができる。すなわち、統制＝使持節、統率＝都督、指揮＝將軍かつ複数地域にまたがることから大將軍、とし、宋王朝内で東部地域担当の空いていた將軍号である安東を添えて記載しただけではないか、ということである。

また正式任官を求めたとなってはいるものの、日本国内の記録、及び朝鮮半島内の記録で宋の將軍であることを背景にした軍事指揮を行った形跡が見られないことから、倭王が“自己紹介”した影響範囲について宋が認めるという形式を朝内での内部記録としておこなったにすぎない可能性が高いのではないかと推測する。

以上の点から倭の五王の外交記録は、宋の権威を背景に自らの立場を強めるためではなく、倭王讚で見たように西暦 420 年に中国側から使者が来ていることからすると、日本側の認識では近隣の友好国との外交にすぎないものであったと推測ができるだろう。

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第四部 終わりに

4世紀末から5世紀後期にかけての日本における外交記録に関して日本が中国の史書に出てくる一つ前の時代の『三國志』魏書東夷伝における倭人の条（『魏志倭人伝』）における時代を比較すると、次の相違点が出てくる。

*邪馬台国、卑弥呼並びに時代についての比定は参考文献①を参照

『魏志倭人伝』の時代には第九代天皇の開化天皇（卑弥呼）が魏に遣使を送ることで魏の使者が来日している。魏の使者は伊都国（九州）に滞在しながら当地の日本人について詳細な観察記録を残している。そして、女王国と誤認しながら親魏倭王の印及び銅鏡100枚をヤマト国（邪馬台国）に贈っている。

このうちの銅鏡については三角縁神獸鏡ではないか、とされているが、これは各地の遺跡から出土していることから、ヤマト国の国内権力の確立に使用していたと推定される。このことからすると中国側から送られた銅鏡を国内統治に利用していたといえる。

一方、倭の五王及びそれに先立つ神功皇后紀から見えてくる世界は別のものとなる。第一部で見たように西暦380年代より始まった百濟からの軍事的な援助に従い、朝鮮半島南部に進出を行い、弁韓地域に対し、自国の足場を築いていったことが伺われる。また第二部で見てきたように西暦405年頃には朝鮮半島南部全域（百濟・新羅・伽耶諸国）に勢力圏を広げていったことが推測される。

第一部で見たように西暦 384 年に百済が日本に対して接触を図ってきたと推測される。しかし朝鮮半島西部に位置する百済が朝鮮半島の東南に位置する日本に対して渡海して来たと想定するのはやや不自然さを感じる。

『三國志』魏書東夷伝の韓の条の記述によれば次のようにある。

- a. 韓在 (略) 南與倭接
- b. 弁辰 (略) 國出鐵 韓 灘 倭皆從取之
- c. 弁辰 (略) 其瀆盧國與倭接界

これらを見ると a. 及び c. では韓 (弁辰) は倭に接している、と記載している。また b. では弁辰の地域で倭人も “取之” っていることが記載されている。これは、鉄の入手に際して交易ではなく弁辰の地区において直接的に採取していることを意味する。このことは弁辰地域に、倭人の常在の拠点があることを強く示唆するものであろう。

さらに倭人の条（『魏志倭人伝』）を見ると出だしは次のようになってい
る。

倭人在帶方東南大海之中（略）歷韓國 乍南乍東 到其北岸狗邪韓國

これは一見すると朝鮮半島の経路であるように見える。しかし“其北岸”的“其”
が何にかかっているのか不明確である。朝鮮半島では南岸とすべきものであ
るため倭人の北岸ということになるのであろう。

しかし倭人の地域に向かっての道中であることからすると、倭人の視点を
ここに入れ、倭人視点からの北岸と見るには文章構成上不自然である。その
ためこれは倭人の国の内部における北側の沿岸を示した言葉であるように思
える。

さらに、先程見たように倭との境界を接するのは瀆盧國となっており、狗
邪韓國ではない。狗邪韓國という国名も通常、韓人の狗邪韓國であるならば
韓狗邪韓國という名称が適切であると思える。そのためこれは狗邪という名
前の韓人の活動地域にある倭人の国という解釈も可能であるかのように思え
る。

そこからすると狗邪韓国が朝鮮半島南岸にある倭人の国である可能性がある
るようと思える。

以上を前提とした場合は西暦 384 年において百濟が接触を図ったのは弁韓
(*) 地域にある倭人の国であった可能性があるだろう。

狗邪韓国には倭人伝において、渡海後の伊都国まで、およびその先の
投馬国、邪馬台国に記載されている戸数、首長についての記載がない
ことがやや不自然さはある。しかし、半島内については既知のもので
あり、海を渡ってからが未知のものであるという観点に立てば、この
点においても不自然さを解消することができるだろう。

さらには崇神天皇六十五年（西暦 275 年）の「任那國 遣蘇那曷叱知 令朝
貢也」という記事についても任那と弁韓地域の倭人国との接触が実際にあっ
た反映である可能性も出てくるだろう。

(*) 弁韓と弁辰は同一地域

仮に百濟が海を渡って倭に接触を図ったとすれば、航路上、
済州島を知ることなく日本列島へたどり着くことは困難であ

る。しかし、濟州島を指す耽羅国が百濟の記録に出てくるのは5世紀後半の文周王以降のことであることからすると、百濟が海を渡って倭に接触を図るというのは想定しづらく、この点からも伽耶地域（弁韓地域）を通じて倭と百濟の接触が行われたと考えることが相当であろう。

(*) なお蛇足ながら「参考文献①」で『魏志倭人伝』における方向について触れているが、それについて少し補足を記す。

日本及び中国における太陽に関する方角イメージについては次のようになるであろう。

すなわち日本においては太陽として思い浮かぶことは日の出であり、東ということになる。

一方、中国においては、日の出という意味があるものの、その気が最大となる南中の太陽を想定してしまうと考えることができるだろう。

「参考文献①」で書いた通り、魏の使者は九州の

伊都国が倭における目的地であったと想定できる。

そこで、魏の使者が伊都國の人間に邪馬台國の位

置を訪ねたとした場合、次のような状況であったの

ではないかと推測することができよう。

伊都國の人間が、九州から大和の方面である太陽

の方角（東）に向かって水行一月、陸行十日と説明

した場合において、魏の使者が太陽の方角を南と誤

認してしまった可能性は十分に考えるに値するであ

ろう。

また、「参考文献①」で魏が邪馬台國を女王国と

認識していたことは、当時の邪馬台國が女性の太陽

神アマテラスを祀っていたことから、祀る対象であ

る女神を現実の政治的指導者＝女王と魏の側では誤

認していた可能性を指摘した。

この邪馬台國が太陽神を祀る国であるとの認識は

伊都國を始めとする九州において強く意識されてい

た可能性を想定することができるだろう。

そのため伊都国の人間が邪馬台国の位置を魏の使

者から尋ねられた時に太陽の方向という表現を行っ

た可能性は考慮に入れるべき事項であると考えるこ

とができるだろう。

(但し、本来（三国志の原本）では“東”と記載され

ていたのが“南”と誤記されるようになった可能性が

あることは十分に留意する必要があるだろう)

次に第二部で見たように高句麗との軍事衝突が激化してはいたものの中国の南朝（東晋）はこの時期朝鮮半島の戦乱に対して影響力を示していない。一方、この時期朝鮮半島情勢に影響力を見せたのは後燕である。西暦 400 年に高句麗が五万の兵力を南下させた情勢で後燕は三万の兵を高句麗領内に繰り出し、高句麗の領土及び物資の両面において大きな打撃を与えることになった。

この後燕の行動に対し、高句麗は大きな危機感と憎悪を抱いたと推測され、その後、戦略目標を対後燕へとシフトさせている。

のことからもこの時代における朝鮮半島の情勢は地域に直接的な影響力を行使し得る勢力の動きが重要であることがわかる。

本論で新羅に関しても倭の勢力圏であるとしている。これは高句麗が 4 世紀末から 5 世紀はじめにかけては北方を根拠地としていることからすると、この時代の高句麗は、朝鮮半島の南部の国々からは侵攻してくる北方の異民族国家ということになる。

そのためその侵攻に対抗するために、上記で見たように南方の弁辰地域において韓人との関わりがもとよりあった倭に対しての軍事援助を求めるということは状況的にさして不自然ではない。

また倭は『日本書紀』の百濟、新羅、任那等の貢納に関する記事及び『宋書』の「使持節・都督」記載から、貢納物を受け取る代わりに軍事的な庇護を行うというものであると考えられる。さらに、百濟が宋に対して使者を派遣していることから外交的な統制はおこなっていないことも伺われる。

そのため、半島南部にとっては比較的自主性を確保できることから、朝鮮半島南部地域は全体で倭の陣営に加わることを選択したと考えられる。

* これには倭の国力を背景としていると考えられる。当時の大和政権は、すでに国内に他に対抗できるほどの勢力がない。さらに、島国であることから本国に侵攻される可能性がほぼないそのため、軍事力を一方向に集中できる状態である。

また人口も当時の朝鮮半島で最大の勢力であった高句麗が五万の動員が限界であり、その動員を行う場合は先に見たように逆方向からの進軍に対しては対応できないことから、守備兵をおく余力がほぼないことが伺われる。このことから人口は多くても 50 万前後である可能性が高い。

一方、この時期の日本列島の人口は数百万と推計されることから、人的資源から見ても高句麗を遥かに上回っていたことが推測される。

*西暦475年に百濟を一次滅亡に追い込んだ時の兵力が三万

だったということも、後燕に背後を襲われ領土・物資の両面

で大打撃を受けたことを教訓にしての兵力であると推測でき

る。このことからも五万というのが当時の高句麗の国力にと

っては無理のある兵士数であったことが伺われる。

続けて第三部の倭の五王の時代についても、中国の南朝（宋）は朝鮮半島情勢について友好な影響力を発揮することはない。また倭の五王の宋への使者の派遣記録を見ても、宋の影響力を期待して進んで遣使をおこなっている様子は見られない。

このことは倭に限ったことではなく高句麗においても同様である。高句麗にとっては陸上で接する北魏へ使者を派遣することに主眼が置かれており、宋への使者の派遣は数えるほどしかない。

しかも高句麗は西暦463年には宋から車騎大將軍という極めて高い將軍号を授与されている。それにもかかわらず、宋から冊封を受けている百濟に対して西暦475年に高句麗は軍事侵攻を行い、百濟を一時的に滅亡状態へと追い込んでいる。

なお、この時期の朝鮮半島の動乱については、おそらく西暦461年に允恭天皇が崩御し、その葬儀において新羅からの弔問の使者の応対を行った大泊瀬皇子（後の雄略天皇）が勘違いから誤認した証言を元に新羅の使者を侮蔑的に詰問したこと、新羅の使者が大泊瀬皇子に深い恨みを持ったことが大本の原因といえるだろう。

第三部でも触れたが西暦463年に雄略天皇が即位してから、新羅は倭との関係を絶つ動きを見せ始めた。その中で新羅は密かに高句麗と手を結び守備兵を招き入れることをおこなった。

そこで、これを奇貨とすべく高句麗は西暦467年に新羅に派遣した守備兵を活用し、さらには高句麗本国から軍の派遣をおこない、新羅の国を一挙に併呑しようとする動きを見せた。この高句麗の動きに気がついた新羅が倭に救援を求め、結果、このときは高句麗による新羅への進出が阻まれた。

しかし、その後は新羅、百濟に対し軍事侵攻を始めている。このことからは、高句麗は宋の権威を尊重するのではなく、自己の利益に従って行動をしていると推測することができるだろう。

以上の点から、朝鮮半島地域の秩序については中国の特に南朝の影響力はおそらく皆無といつても差し障りがない状態であった可能性が極めて高いと考えられる。

なお百濟を一時的に滅ぼしてしまった高句麗に対しては、おそらく倭王武の上表文というものが宋の対応策であると考えられる。

第三部の最後にも記したが、この上表文は体裁が非常に巧みであり、当時の倭の人間が作成した可能性は極めて低いと判断する。

また内容を見ると

①倭から宋へ入朝するには百濟を経由している

②高句麗が非道であり、周辺国を侵すため宋への入朝ができない、す

なわち、百濟を高句麗が攻撃したこと

③高句麗が未だに健在なこと

④高句麗と戦うにふさわしい将軍位を要求する

という形になっている。

この内容からは、百濟を攻撃した高句麗を征討してほしい、そのため倭王武を將軍に任命したい、との宋の願望が強くじみ出たものであり、倭に対して高句麗征討を依頼するものとなっている考えができるだろう。

第三部で触れたが、宋は建国が西暦420年と新しい王朝であり、支配領域も華南地域を中心であった。そのため、直接的に朝鮮半島に影響力を持たない宋にとって、倭王武の上表文というものが、自らの華夷秩序を崩す高句麗に対して現実的に取りうる対応策であった可能性が極めて高いであろう。

*上記の性質上、この上表文はほぼ全て宋の役人による“作文”である可能性が極めて高い。そのため、この文中の表現について、この時代における日本の内政および外交面についての真実性を見ることができると可能性は極めて低いと考える。

上表文の内容としても高句麗の妨害のために宋への遣使が

行えないということを理由に上げている。しかし、高句麗は

朝鮮半島北部に位置している国である。

そのため、南朝への航路、特に宋が山東半島を失っている

この時期においては、倭国から宋への遣使を行うに当たって

は高句麗の勢力圏が障壁になることは考えにくいことから、

その矛盾をつかれかねないことを倭国が文章に入れたとは想

定しがたい。

以上の点から宋が高句麗の討伐をしてほしいという願望を

伝えるための文章であることの傍証となっていると考えるこ

とができるだろう。

では、冊封体制とは何であるのか、という疑問が生じる。これについては中国の王

朝が統一期で直接的に影響力を発揮しうる情勢であるときは別として、特に分裂期に

おいては中華世界内での自国の権威向上をはかり他の中華世界の国々に対し政治的に

優位に立つための装置であるという推測が成り立つだろう。

すなわち、徳の高い天子のもとに多くの周辺民族が自発的に朝貢してくるという華

夷秩序の根本理念である「天命を受けた徳の高い天子が天下を統べる」という思想構造を演出することで、中華世界における自己の正統性と威信を高めるための仕組みであったと考えられる。

いわば、冊封の記録は中華世界において天子の徳を表す内政装置といえるだろう。これは、特に分裂期においては、特に中華世界に対する政治的な喧伝を行うための記録を残すものである性質が強く現れていると考えることができる。

この観点からは冊封の記録は内部記録としてとどめていても目的を達することができるだろう。言い換えれば、周辺の蛮夷が中華世界の天子たる宋の皇帝に冊封を求めるために入朝し、宋の皇帝はその要請に応えて冊封をしたということを中華世界に示す事が重要となる。そのため、相手国の意向によらず、中華世界内において冊封をした記録を残すことによって意義があったとすることができるだろう。

以上により、第三部の倭の五王において、冊封された事実を倭が感知していない可能性について触れているが、宋としては中華世界において冊封をおこなった記録が残ることが重要であった可能性を想定できる。

そこからは、倭の側では冊封を求める意思も、冊封を受けた意識もなかった事態も十分に考えることができるだろう。

* なお統一期であっても明の時代の鄭和の南海遠征における南洋諸国家が朝貢国となったときのように、直接的に影響力を行使し得ない地域の朝貢国については、これも中華世界内における政治的パフォーマンスの一環と考えることができるであろう。

そのため冊封の記録が真に東アジアの国際関係を反映しているかは、冊封を行った中華王朝の直接的な影響力の行使が、どこまで行いうるものであるかを検証することが必要であると考える。

倭の五王時代の冊封記録について内部記録であるからこそ、歴代の倭の五王が百済を含めた都督を称していたのに対し、百済についてのみは都督から外れていたのも、宋においては百済らの都督についてはすでに百済王を都督としていた事の整合性のために、倭王を百済の都督とすることは宋の朝廷内の記録と矛盾を来さぬようにしていたためであろう。

將軍号についてもその地域における内部の記録上空いていた將軍に当てはめて記載し、折を見てその記録の格上げを内々に行っていただけの可能性が高いのではないかと考えることができる。

その中で高句麗が比較的高位の將軍位となっていたのは、宋から見
©2025 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

ると高句麗は自国とは直接接しておらず、北魏の背後にいる国である。そのため中華世界に対して戦闘を行うとすれば北魏に対するものということになる。

よって、仮に高句麗が北魏と戦闘を行い勝利したときに、内部記録上自ら任命した記録のある蛮夷の将軍が賊徒（北魏）に勝利した、ということを記録できるためでなかったかと考えることができるだろう。

*仮に高句麗が勝利を認めなかつたとしても宋の任命した将軍が北魏と戦うことになるため最低限の宣伝効果を持つことになる。

一方、西暦475年に高句麗が宋と天下を争っている北魏どころか宋が冊封していると記録している百済に対して攻撃をしたことから、高句麗も宋から将軍任命の通知を受けていない可能性が高いと推測するのが妥当であろう。

この観点から考えると百済が新王就任時に宋に使者の派遣すること多かったことも、いわば就任祝いとして多くの物資を手にできるために使者を派遣していただけであり、百済にとっては宋から冊封を受けている認識がない可能性もあるだろう。

(注) 倭王珍の時代の倭隋以下 13 人への將軍号について

は、宋の役人が高句麗領内で実際に 7000 人の兵の指揮権を
一次有していたことから実際に將軍号の任命があった可能性
がある。

ただし倭隋以下の將軍号が平西將軍などであり、特に平西
という日本列島と高句麗の位置関係に合わせたような將軍号
であることから、倭国内における將軍号をそのまま記載した
可能性もある。

宋書における倭隋以下の將軍号の除正要求とそれを聽した
という記載からは後者の倭における將軍号を記した、と見る
ほうが整合していると考えることができるだろう。

なお、倭から將軍号の除正を申し出たというのではなく、
そのような將軍達が率いた兵を宋が借りた、もしくは助成を
頼んだことに対する記録上の表現と見るのが自然であると考
える。

このような記録によりのみ現れる世界觀を残すことの動
機としては中国における、後世に名を残す、三不朽の觀念
©2025 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

があると考えることができるだろう。

記録において自らの使える王朝である宋王朝を理想的な天命を頂く王朝であったとの記録を残すことにより、その記録はたとえ国が滅んだとしても長く刻み続けることができる。先に上げた高句麗王に対して高位の將軍号として任命したとの記録をすることで仮に高句麗が中華世界で宋の天命に背く逆賊である北魏と敵対することになった場合に置いての記録上における政治的効果を後世に残すことができることは典型的なものと考えることができるだろう。

この観点から言えば、倭王武の上表文に関しては、宋の願望を残すことにより、現に百濟を復興することで宋から見た自らの世界を破壊している高句麗の横暴を食い止めた動きをした倭が、高句麗にさらなる軍事的な衝突をする蓋然性が高いことからも、倭王を宋の將軍として叙任した記録を行う意義は大きかったと考えることができる。

特に倭が海を隔てた東夷の蛮夷であることから、そのような国が宋の徳に従っていると記録した意義は大きいもの

であると考えることができるだろう。

また、上表文が漢文として非常に高いレベルであることについても倭王武の上表文が西暦478年に行われたと記録されていることに、留意する必要があるだろう。翌年である西暦479年には蕭道成が禅譲により、劉氏から、天子の位を譲られ斉王朝が成立している。このことから倭王武の上表文は、宋王朝のまさに最後を飾る記録ということができる。

そのため、宋王朝はその末期においてですら海を隔てた東方の蛮夷、それも高い教養を備えた国が最後まで宋王朝の徳を慕っていたことを示すことができるということから、宋王朝の臣下があのような格調が極めて高い文章を作成した、と考えることができるように推測することができ

るだろう。

そして『宋書』編纂時にこれらの宋の記録が採用されたことでその意義は果たされたということができたと推測できる。

最後に、本論では第三部において雄略天皇九年の記録に関しては推古天皇九年の時代ではないか、との指摘をした。このことに関連して推古朝の外交記録について触れておきたい。

推古天皇の時代においては八年と三十一年について新羅への外征の記録がある。推古天皇八年の記事においては新羅が任那を攻撃したため、任那救援の軍を発し、新羅の呉城を落とした段階で“多々羅、素奈羅、弗知鬼、委陀、南加羅、阿羅々”的六城を日本側に引き渡すことで新羅は降伏している。

ここで繼体天皇二十三年において新羅の大臣が四村を掠め取ったという記事があるが、その村の地名は推古天皇八年における新羅が割譲してきた地域とほぼ同一であると考えられる。

推古天皇八年の記事で任那が健在であることを考えるとこの記述は推古天皇ではなく欽明天皇八年の記事と想定すべきであろう。

同様に推古天皇三十一年においてはこの年に新羅が任那を占領したということが書かれている。ここで欽明天皇二十三年を見ると、任那官家がこの年に新羅に滅ぼされたことの異伝として二十一年に任那は滅んだというものを紹介している。

この記事を見ると、滅んだ対象が二十三年は“任那官家”、二十一年は“任那”として

おり、表現が違っている。推古天皇三十一年の記事を見る、任那が滅んだとされてい
ることから、推古天皇三十一年の記事は国としての任那が滅んだという記事であった
のではないかとの推測が成り立つ。

また年次の違いについては三十の大字は卅と二十の大字は廿であり、汚れ等が付着
した場合は廿については卅と読み間違えてしまう可能性がある。

以上の点から推古天皇三十一年の記事については本来、欽明天皇二十一年の記事だ
ったのではないか、と判断できよう。すなわち、欽明天皇二十一年に地域としての任
那が占領され、欽明天皇二十三年に任那の官家が滅ぼされた、というものであったの
ではないかと推測する。

なぜ推古天皇の時期において集中して国外の記録に配置が不自然になってしまって
いることに関しては疑問が生じる。しかし、乙巳の変時に蘇我蝦夷が天皇記を焼いた
記述があることから、この動乱で史料が乱れたことが推測される。

また、『日本書紀』の編纂時に、推古天皇の時代に新羅への外征をおこなったとい
くことには確証があったことから、新羅への外征記事を置くことが確定事項であった可
能性がある。

そのため、『日本書紀』の編者たちは、推古天皇時代に当てはまるべき新羅への外征

記事を組み入れるために、資料を当たっていた。その中で、本来は推古天皇九年におくべき記事を雄略天皇九年に配置し、欽明天皇八年及び欽明天皇二十一年に配置すべき記事を推古天皇の時代に、さらには二十一年については三十一と誤読してしまったうえで配置した可能性を指摘する。

* 『日本書紀』の編者は、海外に関する事案の再配置をおこなうにあたり、記事の内容的整合性を保つために、記述年代に対応する人物名へと置き換えをおこなっている可能性が極めて高いことを、最後に付記しておく。

『日本書紀』

(推古天皇) 八年春二月、新羅與任那相攻 天皇欲救任那 (略) 攻五城而拔
於是新羅王 惇之舉白旗到于將軍之麾下而立 割 多々羅 素奈羅 弗知鬼 委陀
南加羅 阿羅々六城以請服 (後略)

(推古天皇) 三十一年 (略) 新羅伐任那 任那附新羅 於是天皇將討新羅 謂及
大臣詢于群卿 (略) 中臣連國曰 任那是元我內官家 今新羅人伐而有之

(繼体天皇) 二十三年 (略) 新羅以大臣爲上臣 (略) 上臣抄掠四村 金官 背伐
安多 委陀 是爲四村 一本云 多多羅 須那羅 和多 費智爲四村也

(欽明天皇) 二十三年 (略) 新羅打滅任那官家 一本云 廿一年 任那滅焉 總
言任那 別言 (略) 合十國

(皇極天皇) 三年 (略) 蘇我臣蝦夷等臨誅 悉燒天皇記 國記 珍寶 船史惠尺
卽疾取所燒國記 而奉獻中大兄

*参考文献①において歴代天皇の在位記録が機械的処理で復元をおこなうことができている。そのことから乙巳の変の混乱の中で蘇我宗家の館から持ち出され、中大兄皇子に献上された「國記」とは、歴代天皇の在位記録、妻子、陵墓等、欠史八代で記載されているのと同程度の記録集であった可能性が高いだろう。

上記が正しいとした場合、参考文献①では欠史八代についての記録の不詳は文字に関する制約によるものとした。しかし、乙巳の変の混乱により、九代開化天皇以前の事績の記録が焼失してしまった可能性も考慮に入れるべきであろう。

(了)

参考文献

『日本書紀』 舎人親王 編

『三國志』 陳壽 撰

『晉書』 房玄齡 編

『宋書』 沈約 編

『隋書』 魏徵 撰

『三国史記』 金富軾 撰

『古事記』 太安万侖 編

References

- *Nihon Shoki* (Chronicles of Japan), ed. by Prince Toneri.
- *Sanguo Zhi* (Records of the Three Kingdoms), by Chen Shou.
- *Jin Shu* (Book of Jin), ed. by Fang Xuanling.
- *Song Shu* (Book of Song), by Shen Yue.
- *Sui Shu* (Book of Sui), by Wei Zheng.
- *Samguk Sagji* (Chronicles of the Three Kingdoms), by Kim Busik.
- *Kojiki* (Records of Ancient Matters), compiled by Ō no Yasumaro.

This work is protected under international copyright conventions.

変更履歴

- ・「日本書紀」が「日本書記」となっていた箇所が多数あったので修正 2025年10月
- ・誤字脱字の修正－2025年11月1日
- ・第四部内で下記の三点を追記、及び、全体の誤字の修正－2025年11月2日

第一部関係において百濟と倭の接触で濟州島についての位置からの考察

第二部関係において末尾に475年当時の高句麗の兵力からの考察

第四部の最終部に「國記」についての考察

- ・第三部内で下記を追加、及び、全体の誤字脱字の修正－2025年11月4日

倭王讚において仁徳天皇五十三年（西暦417年）についての事項

- ・第二部内で下記を追加、及び、参考文献に『古事記』を追加－2025年11月7日

第二部冒頭の応神天皇年表整理のうち、「応神天皇三十七年」の箇所において、『古事記』応神天皇記に見える歌の文法的考察を新たに追記。

- ・第二部内で下記の2点を修正及び誤字脱字の修正－2025年11月8日

(1) 第二部冒頭の応神天皇年表整理のうち、「応神天皇三十七年」の箇所において、日本から東晋への使者の派遣年について応神天皇三十七に相当する西暦409年を採用

(2) 第二部後半の西暦409年における腆支王五年に関する夜明珠の記事に関する応神天皇三十九年について西暦年(西暦410年)を追加し、文を整形

・第四部内において下記の三点を修正－2025年11月9日

(1) 第一部関連の記述で「『三國志』魏書東夷伝の韓の条の記述によれば次のように
になる。」の文章が本来の位置と異なっていたため訂正

(2) 第二部及び第三部関連の記述の文体を修正

(3) 本文全体において「思われる」表記を「考えられる」に修正

・第二部内で及び第三部内で下記二点を修正－2025年11月22日

(1) 第二部冒頭の応神天皇年表整理のうち、「応神天皇三十七年」の箇所に
おいて、文言を修正

(2) 第三部「4. 倭王済（後）と倭王興（允恭天皇と安康天皇）の時代」も最
終段落部の応神天皇四十一年の記事についての文言を修正

・第四部において欽明天皇の年間部分に欽明天皇を降っていなかった部分を修正、
及び欄外の文字の表現を調整－2026年1月6日

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

- ・第四部において、第三部の部分を加筆修正－2026年1月8日
- ・全体の整形及び第四部において、第三部の部分を加筆修正－2026年1月15日
- ・全体の整形・誤字脱字の修正及び第四部において、第三部の部分を加筆修正

－2026年1月24日

- ・全体の整形・誤字脱字の修正及び第四部において、第一部の部分で加筆修正

－2026年1月26日